沼田市第３次男女共同参画計画

平成 28 年３月

沼田市

はじめに

近年我が国の社会情勢は、少子高齢化、女性の社会進出等、急速に変化しており、こうした社会環境に対応するうえでも、女性も男性も互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」は重要な課題となっています。

本市では、平成16年に「沼田市男女共同参画計画」、平成23年に「沼田市第２次男女共同参画計画」を策定し、これらの計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきたところです。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識は少しずつ変化しているものの、社会慣習などにおいての男女の不平等感は依然として根強く残っております。

また、ドメスティック・バイオレンスによる被害が深刻化・複雑化していることも重要な課題となっています。

さらに、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、社会や経済の国際化など生活を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題も生じてきています。

これらの課題や社会情勢の変化に対応するために、「男女共同参画社会の実現」を念頭に、「誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち　沼田市」を基本理念に掲げた「沼田市第３次男女共同参画計画」を策定し、市民の皆様や事業者等の方々との協働により、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご提言をいただきました沼田市男女共同参画計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」にご協力をいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

沼田市長　横山公一

～　目　次　～

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨 …… 3
２．男女共同参画に関わる動向 …… 5
（１）世界の動き …… 5
（２）日本の動き …… 5
（３）群馬県の動き …… 6
（４）沼田市の取組 …… 6
３．計画の性格 …… 7
４．計画の期間 …… 8
５．沼田市を取り巻く現状 …… 9
（１）人口の推移 …… 9
（２）出生の状況 …… 10
（３）女性の労働力率 …… 11
（４）方針決定の参画状況 …… 12
（５）女性相談及び配偶者等からの暴力の状況 …… 13
６．男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋 …… 14
（１）男女平等に関する意識について …… 14
（２）家庭生活について …… 16
（３）子育てや介護について …… 20
（４）就業について …… 22
（５）社会活動・地域活動などについて …… 24
（６）人権などについて …… 26
（７）男女共同参画について …… 29

第２章　計画の基本的な考え方

１．基本理念 …… 33
２．基本目標と施策の方向性 …… 34

第３章　施策の内容

基本目標１．一人ひとりが尊重され、支え合うまち　…… 39
基本目標２．市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち　…… 45
基本目標３．互いに認め合い、安心して暮らせるまち　…… 57

第４章　計画の推進

１．計画の推進体制　…… 67
２．数値目標の設定　…… 68

資料編

１．沼田市男女共同参画計画策定委員会について　…… 73
（１）沼田市男女共同参画計画策定委員会設置要綱　…… 73
（２）沼田市男女共同参画計画策定委員会委員名簿　…… 74
２．沼田市男女共同参画庁内推進会議について　…… 75
（１）沼田市男女共同参画庁内推進会議設置要綱　…… 75
（２）沼田市男女共同参画庁内推進会議委員名簿　…… 77
３．男女共同参画関連法等　…… 78

第１章
計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

第二次世界大戦までは女性の地位は非常に低いものでした。日本国憲法により個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等が法的には整備されましたが、昭和30年から40年代の高度経済成長期では、夫が会社で長時間働き、妻が専業主婦となって家事育児を切り盛りするという性別役割分担に基づく「片働きモデル」や、結婚退職制、男女別定年制が存在していました。

昭和50年に国連が国際婦人年と定め、同年に国際婦人年世界会議（第１回世界会議）が開催され、昭和54年には第34回国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。日本においては、昭和60年のこの条約の批准を契機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」（昭和60年制定）や「男女共同参画社会基本法」（平成11年制定）などを制定しました。

一方、平成３年のバブル崩壊以降の景気の後退により、終身雇用制度や年功序列型賃金形態は保障されなくなり、少子化も相まって平成４年頃からは女性も外で働く「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回るようになりました。高度経済成長期以降の都市部への人口流失も高まり、人口減少や少子高齢化が進行する地域が増加しています。

また、職場や家庭、地域活動の場においては、依然として従来の固定的な性別役割分担意識※1が残っているうえ、重大な人権侵害である女性に対する暴力などの問題も生じ、男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性のさらなる社会進出など、男女がともに参画することができる環境を構築することが求められています。

本市でも、平成26年10月に行った「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識がいまだに根強く残っていることや社会の様々な分野での男女間の格差がうかがえ、さらにドメスティック・バイオレンス※2（以下「ＤＶ」という。）など、人権を侵害する問題も生じています。

※1 **固定的な性別役割分担意識**：「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

※2 **ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）**：配偶者や恋人からの暴力のこと。暴力の被害者は多くの場合女性で、女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています。（身体的な暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含まれます。）

このような状況の中、市民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別や世代にとらわれず、その個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会※の実現が求められています。

こうした現状を踏まえて、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を継続的に推進するため、「沼田市第３次男女共同参画計画」を策定しました。

■男女共同参画関係年表

<table>
<tr><th></th><th>昭和20年代
（戦後）</th><th>昭和30～49年
（高度経済成長期）</th><th>昭和50～昭和63年
（経済安定期）</th><th>平成元年～
（経済低迷期）</th></tr>
<tr><td>世界</td><td></td><td></td><td>・昭和50年　国際婦人年
・昭和50年　第1回世界女性会議（メキシコシティ）
・昭和54年「女子差別撤廃条約」採択（56年発効）
・昭和55年　第2回世界女性会議（コペンハーゲン）
・昭和60年　第3回世界女性会議（ナイロビ）</td><td>・平成7年　第4回世界女性会議（北京）
・平成12年　女性2000年会議（北京＋5）
・平成17年「北京＋10」世界閣僚級会合
・平成22年　第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）</td></tr>
<tr><td>国</td><td>・昭和20年 衆議院議員選挙法改正（女性参政権）
・昭和21年「日本国憲法」制定</td><td></td><td>・昭和52年「国内行動計画」策定
・昭和60年「女子差別撤廃条約」批准
・昭和60年「男女雇用機会均等法」制定</td><td>・平成11年「男女共同参画社会基本法」施行
・平成12年「男女共同参画基本計画」策定
・平成17年「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
・平成22年「男女共同参画基本計画（第3次）」策定</td></tr>
<tr><td>県</td><td></td><td></td><td>・昭和55年「新ぐんま婦人計画」策定</td><td>・平成5年「新ぐんま女性プラン」策定
・平成13年「ぐんま男女共同参画プラン」策定
・平成16年「群馬県男女共同参画推進条例」施行
・平成18年「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」策定
・平成23年「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」策定</td></tr>
<tr><td>沼田市</td><td></td><td></td><td></td><td>・平成16年「沼田市男女共同参画計画」策定
・平成23年「沼田市男女共同参画計画（第2次）」策定</td></tr>
<tr><td>社会
家庭
職場</td><td>・日本国憲法により、男女の法の下の平等がうたわれ、家制度が廃止された</td><td>・「男は外で働き、女は家庭を守る」片働き世帯が一般的となった</td><td>・昭和61年の「男女雇用機会均等法」施行により雇用の分野での男女差別が禁止された</td><td rowspan="2">・平成2年「1.57ショック」（前年の合計特殊出生率が過去最低となる）
・平成3年バブル崩壊
・共働き世帯が増加し、平成4年頃から片働き世帯の数を上回るようになる</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">・昭和40年～50年代は雇用の分野（賃金、昇格、定年、解雇など）における男女間差別の問題があった</td></tr>
</table>

※**男女共同参画社会**：男女が対等な立場にある社会の構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が保障されることにより、誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的な利益（暮らしやすさ）を享受でき、かつ、ともに責任を担っていく社会のことです。なお、「参画」という言葉は、ただ参加する（その場にいる）だけではなく、自分の意思で主体的かつ積極的に加わり、男女がともに考えて実行していくことをいいます。

２　男女共同参画に関わる動向

男女共同参画社会の実現に向けた取組は世界規模で行われています。
本計画もその潮流に連動しており、目指す方向性も共通しています。

（１）世界の動き

世界では、1995年に北京において第４回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。15年後の2010年３月には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京＋15)」が開催され、「国連機能強化におけるジェンダー機関の統合」等の決議が採択されました。これを受けて、2011年１月には国連の四つの機関を統合・強化する形で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント※のための国連機関「ＵＮ　Ｗｏｍｅｎ」が活動を開始しました。

（２）日本の動き

日本では、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成22年12月に「第３次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。この計画では、新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、「科学技術・学術分野における男女共同参画」及び「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が重点分野とされ、具体的な成果目標を設定しています。

社会情勢が変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題も多様化していることから、近年「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「ＤＶ防止法」という)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法)」が改正されるなど、様々な制度の整備が進められています。

さらに、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、指導的地位への女性の参画促進に向けて、国では女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)」を制定しました。加えて、女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取組や非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても、取組が進められています。こうしたことを含め、国では「第４次男女共同参画基本計画」を策定しました。

※**エンパワーメント**：エンパワーメントとは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人ひとりが力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力。

（３）群馬県の動き

群馬県では、昭和55年の「新ぐんま婦人計画」の策定、平成５年に「新ぐんま女性プラン」の策定により、女性政策の推進体制を整備しました。

平成13年には、「男女共同参画基本法」に基づく計画として「ぐんま男女共同参画プラン」の策定、平成16年には「群馬県男女共同参画推進条例」の制定がされ、地域社会や職場での具体的取組の推進が図られています。

平成18年には、「群馬県男女共同参画基本計画」（第２次）、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「ぐんまＤＶ対策基本計画」を策定、その後、平成21年に改訂、また、男女共同参画社会づくりの拠点として「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが図られてきました。

平成26年には「男女共同参画社会に関する県民意識調査」を実施し、平成27年現在「第４次群馬県男女共同参画基本計画」策定に向けて取り組んでいます。

（４）沼田市の取組

本市は、平成17年２月13日に白沢村、利根村と合併しました。合併前の３市村においては、それぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

特に旧沼田市においては、平成10年に、社会のあらゆる分野で男女共同参画に向けたまちづくりを進めるため、市民の意識及び実態の把握と、女性政策の推進を図る上での基礎資料とすることを目的に、「女性問題に関する市民意識実態調査」を実施しました。

その後、平成14年には、市における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、計画策定に向けての取組を開始するとともに、全職員を対象とした「男女共同参画に関する職員意識調査」を実施しました。

続いて、平成15年には、計画の策定にあたり、より広く市民から意見を聴取し、これを反映させるため、「沼田市男女共同参画推進懇話会」を設置し、計画素案に対する意見・提言を求め、平成16年３月に平成16年度から22年度までを計画期間と定めた「沼田市男女共同参画計画」を策定しました。その計画に基づき、男女共同参画の分野で活躍している人による講演会を開催するなど、情報及び学習機会の提供を行ってきました。

平成19年からは、「北毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との共催により、男女共同参画セミナーとして講演会及び講座を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた情報や学習機会を提供し、意識啓発を図ってきました。

平成23年２月には社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の実現に向けて各施策をより一層推進するため、「沼田市第２次男女共同参画計画」を策定しました。

平成26年には、「沼田市第２次男女共同参画計画」の見直しにあたり、「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。

３　計画の性格

本計画は、国の「第４次男女共同参画基本計画」、「第４次群馬県男女共同参画基本計画」及び「沼田市第五次総合計画」との整合性に配慮するとともに、本市における「男女共同参画社会に関する市民意識調査」や意見公募（パブリックコメント）を実施し、「沼田市男女共同参画計画策定委員会」、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」等の意見・助言などを基に策定するものであり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策に取り組む指針となるものです。

また、本計画は「ＤＶ防止法」第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」（ＤＶ対策基本計画）として一体的に策定するものです。

さらに、「女性活躍推進法」が制定され、本市においても地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍を推進するため、第６条第２項に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定するものです。

この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。

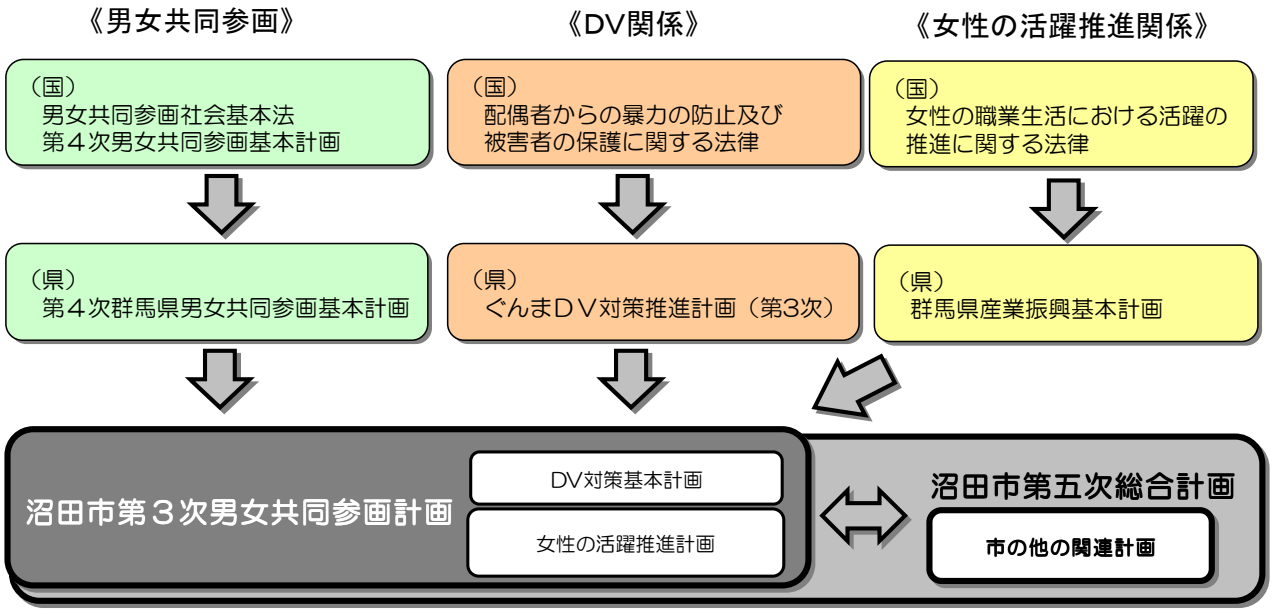

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。
そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。
・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

◆基本方針等の策定
・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定。
・地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

◆事業主行動計画の策定等
・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）。
　・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
　　【参考】状況把握する事項：①女性採用比率　②勤続年数男女差
　　③労働時間の状況　④女性管理職比率 等
　・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
　・女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
・国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

◆女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
・国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
・地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

◆その他
・原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成 28 年４月１日施行）。
・10 年間の時限立法。

４　計画の期間

この計画の期間は、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの５年間とし、必要に応じて見直しをします。

５　沼田市を取り巻く現状

（１）人口の推移

本市の人口は、年々減少しています。

また、本市の人口構造は、少子高齢化に伴い、年少人口割合（15 歳未満）及び生産年齢人口割合(15 歳以上 65 歳未満)が減少しているのに対して、高齢者人口割合(65 歳以上)が年々増加しています。

＜人口推移・人口割合＞

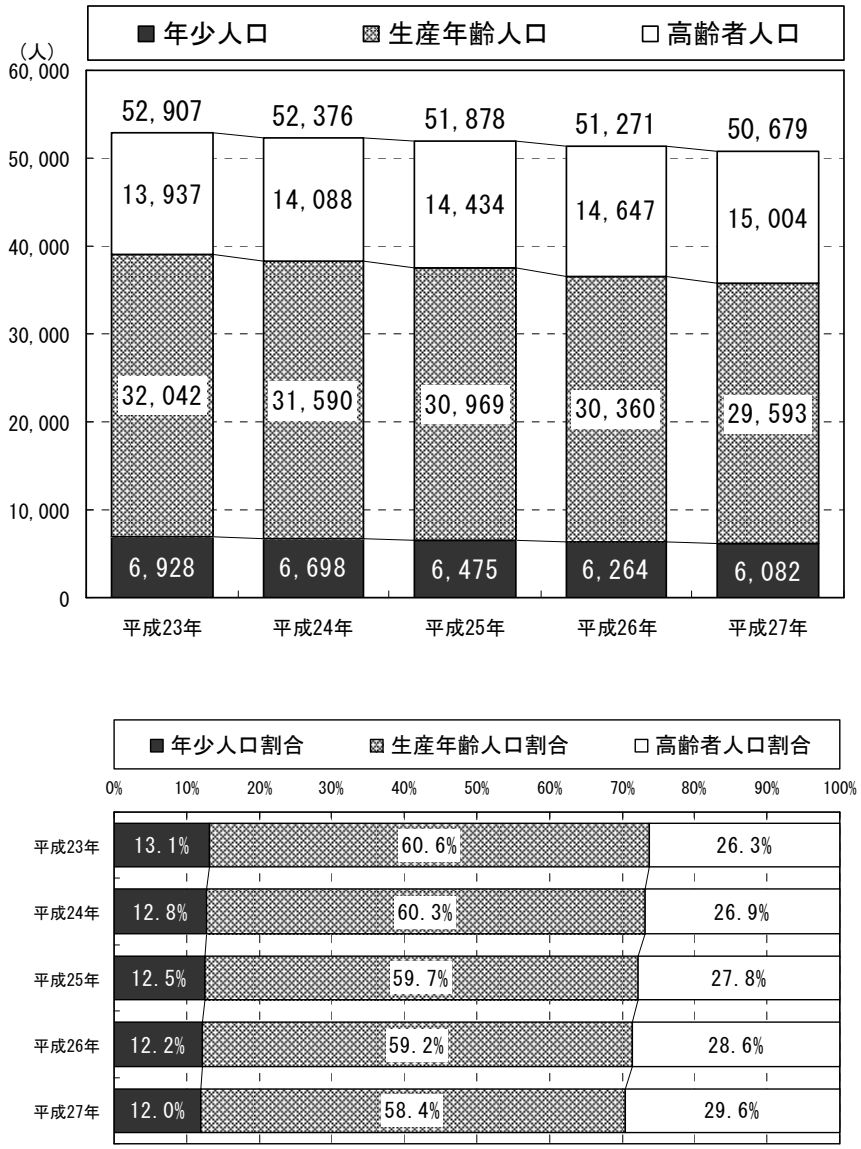

資料：住民基本台帳（外国人登録含む　各年４月１日現在）

年齢階級別では、男性では 60～64 歳、女性では 65～69 歳が多くなっています
世代別にみると、70 歳代以上は女性の割合が男性の割合を上回っています。

＜年齢階級別人口＞

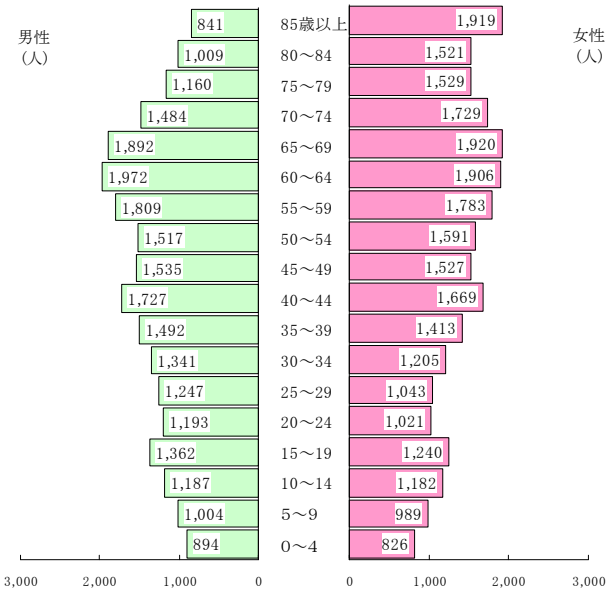

＜世代別男女構成比＞

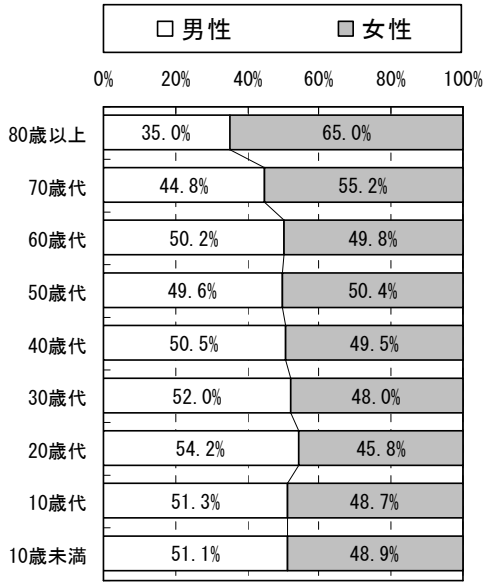

資料：住民基本台帳（外国人登録含む　平成 27 年４月１日現在）

（２）出生の状況

本市の出生数は横ばいで、平成 26 年には 352 人となっています。
本市の合計特殊出生率は平成 23 年以降全国や県平均を上回って推移しています。

＜出生の状況＞

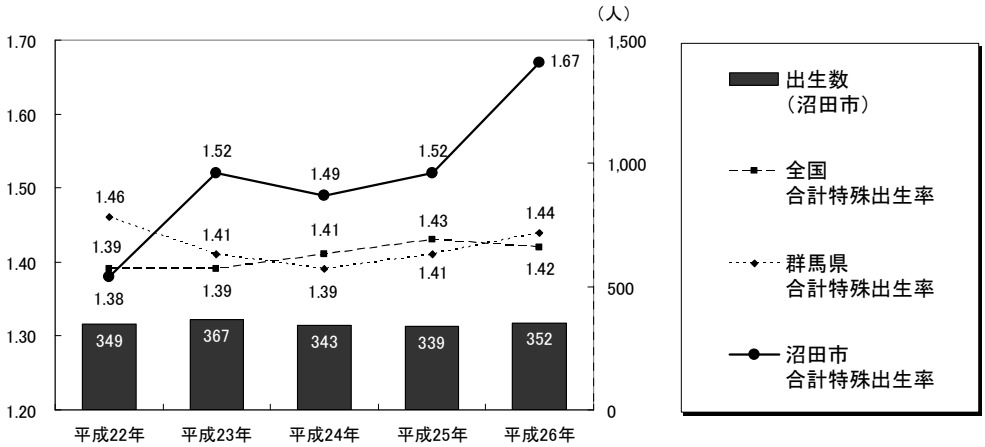

資料：群馬県人口動態統計概況

（３）女性の労働力率

本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、国、群馬県、本市ともに、25～29 歳と 45～49 歳の２つを頂点とし、30～34 歳を谷とする「M字型曲線」を示しており、25 歳前後で結婚や出産のため離職する様子が表れているものの、平成 22 年ではその落ち込み方が浅くなっており、継続して就労している割合が高いことを表しています。

労働力率＝労働力人口（就業者＋完全失業者）／15 歳以上人口（労働力状態不詳を含む）

＜国、県、本市の女性の労働力率比較（平成 22 年）＞

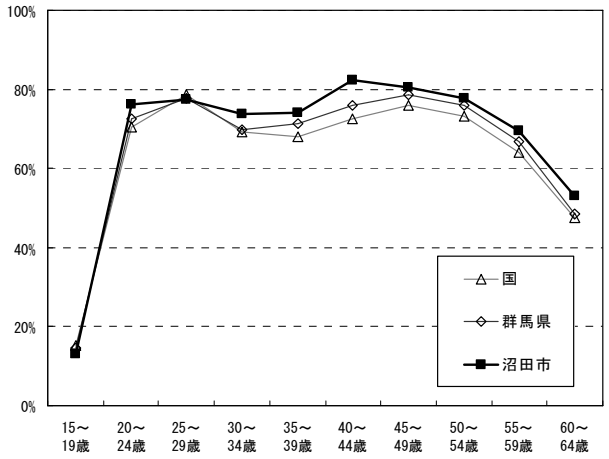

＜本市の女性の労働力率経年変化＞

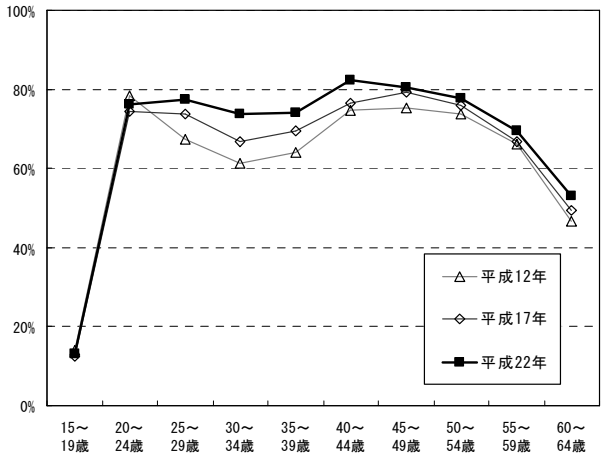

資料：国勢調査

（４）方針決定の参画状況

本市の地方自治法（第 202 条の３）に基づく審議会等の女性の登用状況をみると、平成 27 年では審議会等における登用では 20 の審議会のうち 14 の審議会で女性が登用されており、女性の委員数は総数 338 人のうち 48 人、女性比率は 14.2%となっています。女性の参画状況比較では、国・県、県内平均を下回っています。

一方、自治会長（区長）の女性比率をみると、現在０％となっており、女性自治会長（区長）の参画が課題となっていることもうかがえます。

＜本市における女性の参画状況　各年４月１日現在＞

	審議会等委員の目標※1					地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況※2					市議会議員に占める女性議員の割合			自治会長（区長）に占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率（%）	審議会等数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率（%）	議員数	女性議員数	女性比率（%）	自治会長数	女性区長数	女性比率（%）
平成23年	－	－	－	－	－	19	12	316	35	11.1	25	2	8.0	81	1	1.2
平成24年	58	44	660	123	18.6	20	12	353	35	9.9	21	0	0.0	81	0	0.0
平成25年	58	46	662	129	19.5	20	12	353	35	9.9	20	0	0.0	81	0	0.0
平成26年	58	47	656	134	20.4	21	15	373	49	13.1	22	0	0.0	81	0	0.0
平成27年	57	47	631	141	22.3	20	14	338	48	14.2	22	0	0.0	81	0	0.0

資料：生活課

※１　女性委員比率の目標の審議会等　※２の地方自治法第202条の３に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等　（平成24年４月１日から調査開始）

※２　地方自治法第202条の３に基づく審議会等　法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

＜女性の参画状況比較　審議会等女性比率　平成 26 年４月１日現在＞

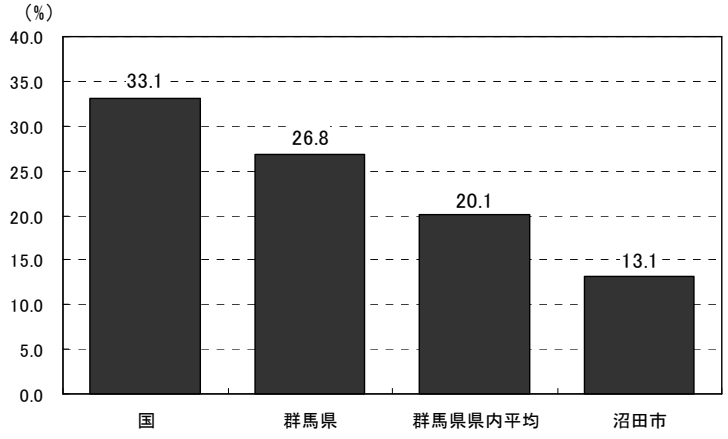

資料：内閣府　地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況

（５）女性相談及び配偶者等からの暴力の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、平成 25 年度には 99,961 件と大幅に増加しています。

また、群馬県の女性相談センターに寄せられた相談件数は、平成 21 年度では 5,195 件あったものが平成 25 年度には 4,298 件と減少していますが、ＤＶ相談が占める割合は増加傾向にあります。

＜全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移＞

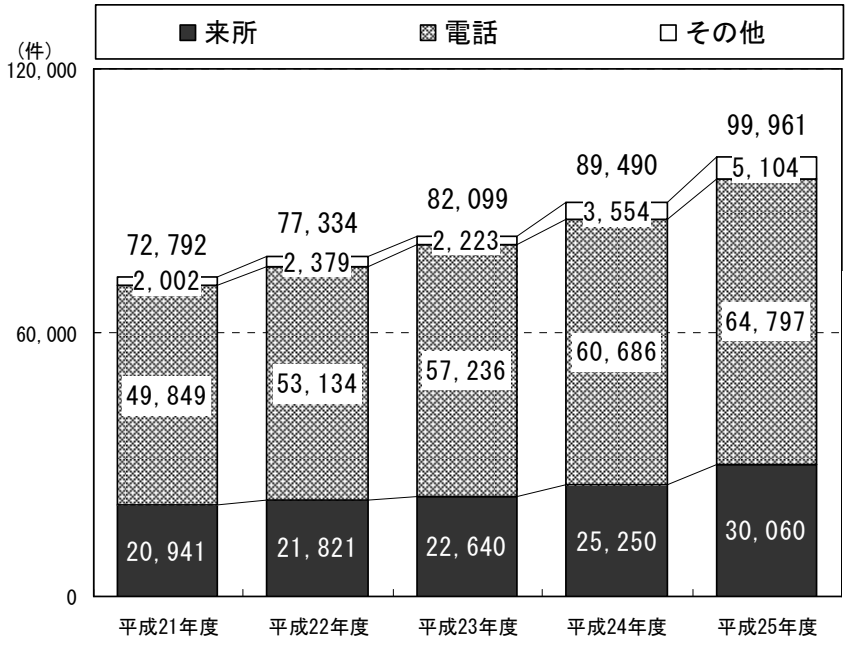

資料：内閣府

＜群馬県女性相談センター・女性相談所に寄せられた相談件数の推移＞

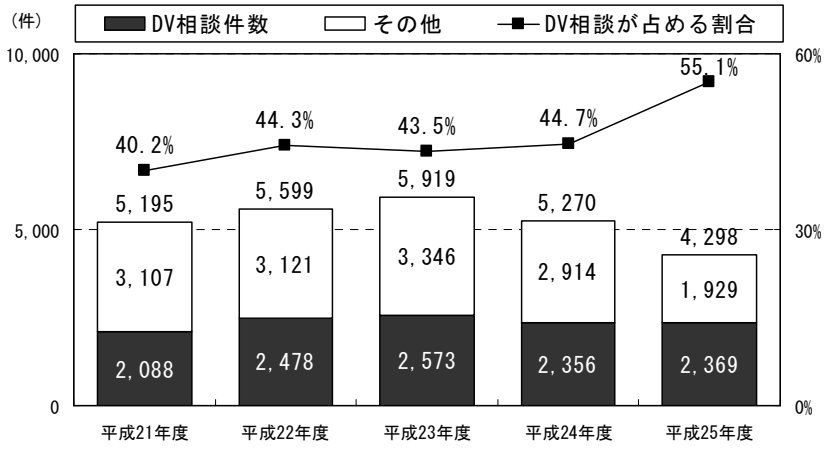

資料：群馬県女性相談センター

６　男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋

本市に在住する 20 歳以上 70 歳未満の市民 2,000 人を対象に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するために、平成 26 年に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。

対象者数（件）	回収数（件）	回収率（%）
2,000	763	38.2

※「経年比較」では、「平成 22 年調査」については「沼田市第２次男女共同参画計画」策定にあたり平成 22 年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を引用。

（１）男女平等に関する意識について

「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」は反対の割合の人が高くなっていますが、女性は 56.9%が反対しているのに対し、男性の反対は 44.2%とやや少なくなっています。前回の平成 22 年調査と比べると、賛成は 12.6 ポイント減少し、反対が 2.8 ポイント増加しています。

＜「男は仕事、女は家庭」という考え方について＞

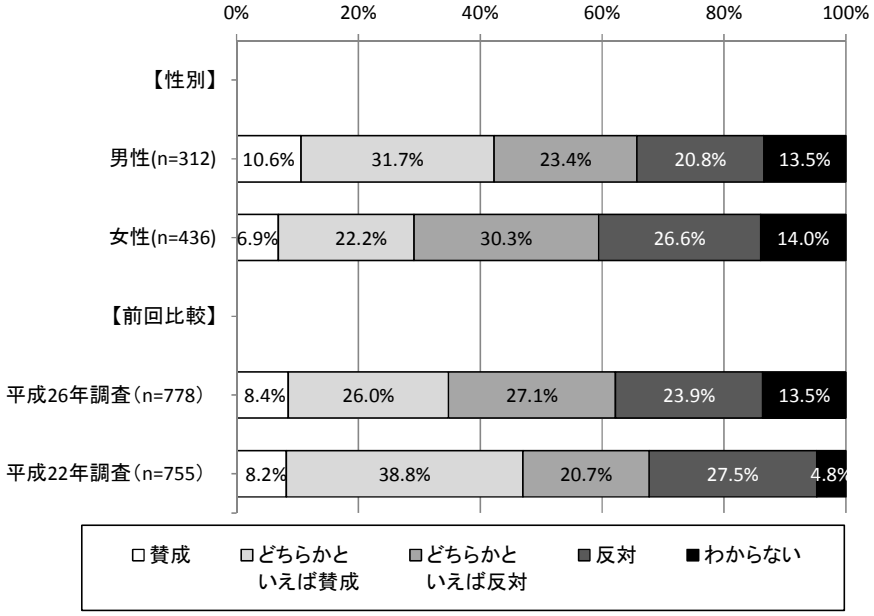

男女の地位の平等では、「平等になっている」割合は「家庭生活において」では43.4%、「職場において」では36.2%、「学校教育の場において」では78.0%、「地域社会において」では39.1%、「社会通念・習慣・しきたりにおいて」では24.8%となっています。

今後も、家庭・学校・社会などあらゆる場に、「男だから」「女だから」という社会的・文化的に形成された性別の固定観念にとらわれない意識の浸透を図っていくことが必要となっています。

＜男女の平等感について＞

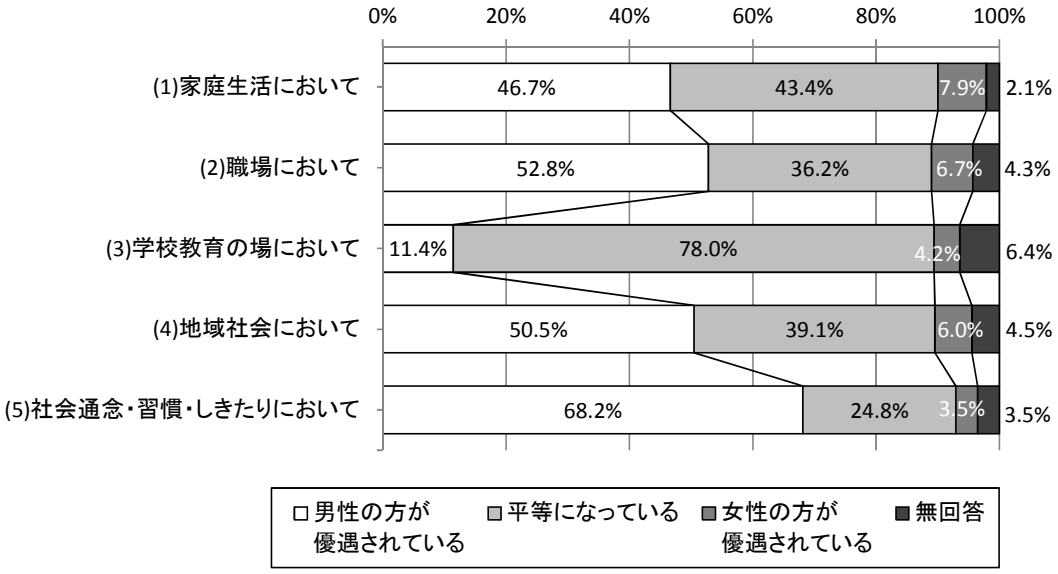

（２）家庭生活について

家庭内の役割では、「夫」の役割としては「生活費を得る」が 59.2%、「家屋の修繕や片付け」が 49.6%となっています。「妻」の役割としては「食事のしたく」、「洗濯」が約 85%、「掃除」「食事の後片付け」が約 75%となっています。このことから、生活費を得るのは主に男性の役割、家事は主に女性の役割と家庭における固定的な性別役割分担意識があることが分かります。

一方、理想的な役割分担については、すべての項目で「男女で分担すべき」との回答が多く、実態とは異なった考えが見られます。

＜現在の家庭内の役割＞

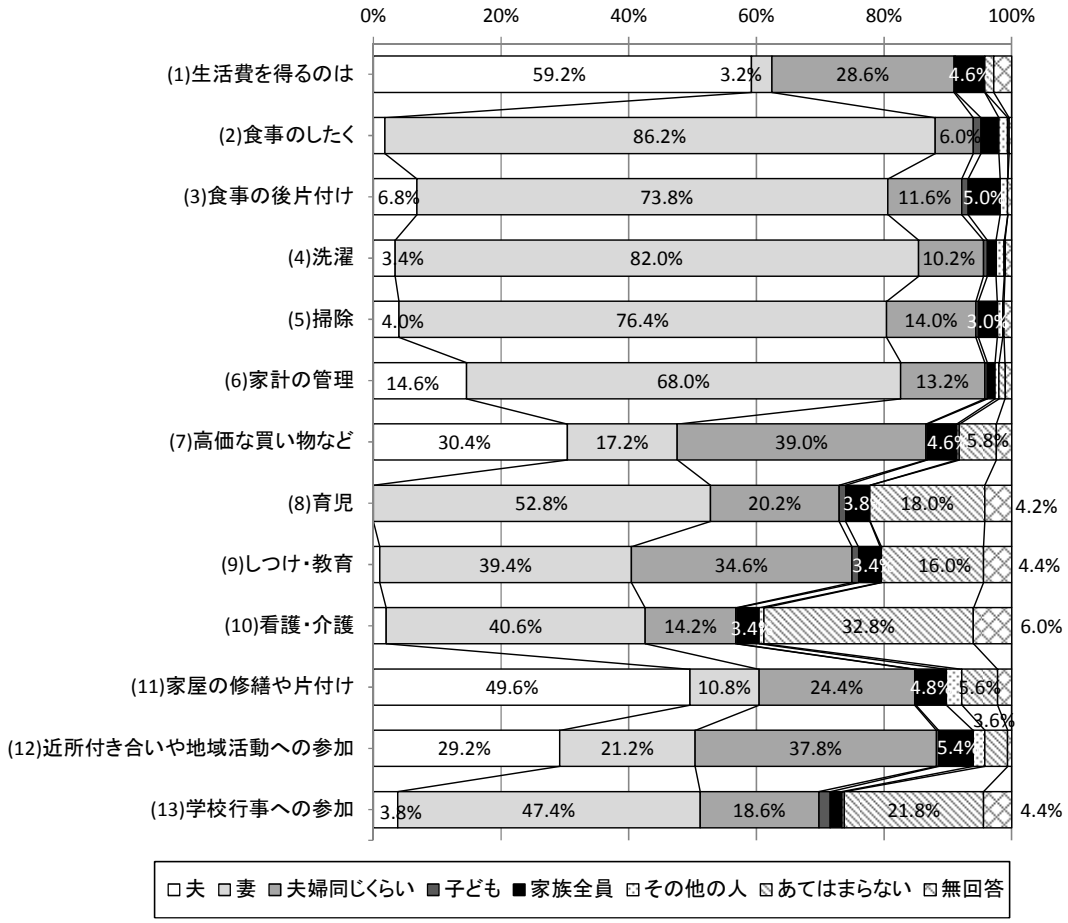

＜理想の家庭内の役割＞

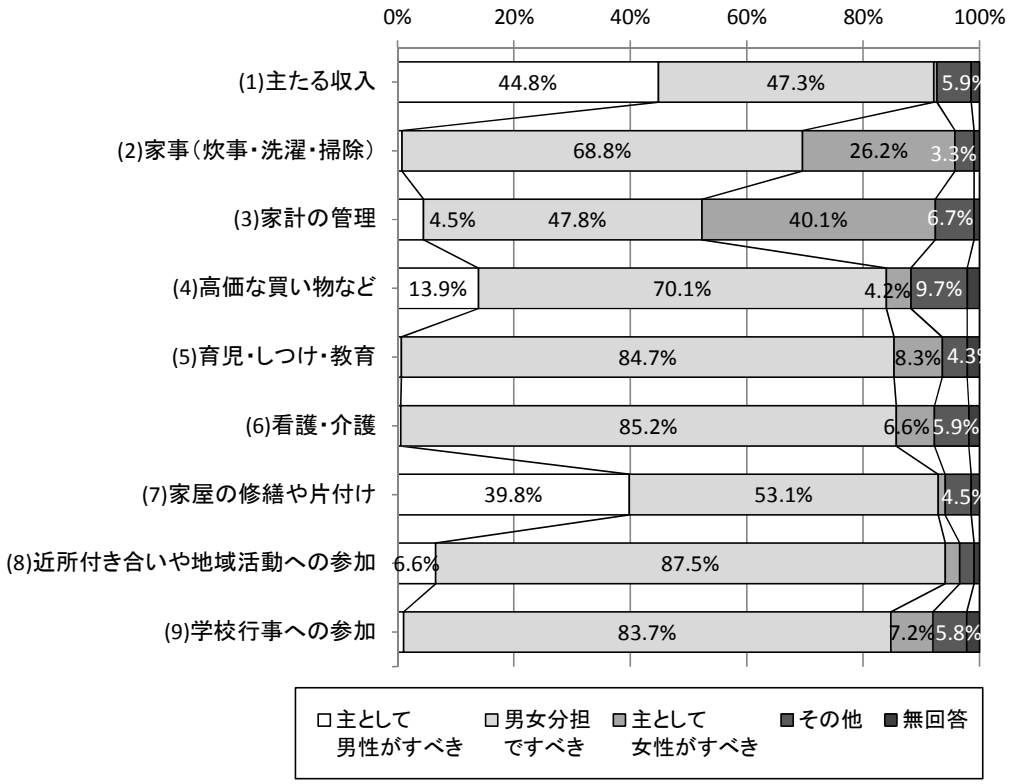
0%
20%
40%
60%
80%
100%
(1)主たる収入
44.8%
47.3%
5.9%
(2)家事（炊事・洗濯・掃除）
68.8%
26.2%
3.3%
(3)家計の管理
4.5%
47.8%
40.1%
6.7%
(4)高価な買い物など
13.9%
70.1%
4.2%
9.7%
(5)育児・しつけ・教育
84.7%
8.3%
4.3%
(6)看護・介護
85.2%
6.6%
5.9%
(7)家屋の修繕や片付け
39.8%
53.1%
4.5%
(8)近所付き合いや地域活動への参加
6.6%
87.5%
(9)学校行事への参加
83.7%
7.2%
5.8%
□主として男性がすべき
□男女分担ですべき
□主として女性がすべき
■その他
■無回答

生活の中での「家庭生活」「仕事」「個人・地域活動」の優先度については、全体の結果でみると『「仕事」を優先』が現実は 45.8%に対し、希望は 3.0%と現実と希望ではかなりの差があります。また、『「仕事」と「家庭」と「個人・地域活動」を優先』は 22.9%の人が希望しているのに対し、現実は 4.9%でこちらも大きな差があります。

男女別でみるとその差が大きくなる傾向がうかがえます

男女間の意識の差を改善するためには、夫婦間においてコミュニケーションを図り、役割分担などお互いを理解し合うことが必要となっています。

特に男性が家庭での役割を担えるようにするためには、ワーク・ライフ・バランスを進めていく必要があります。

＜生活の中での活動の優先度（全体）＞

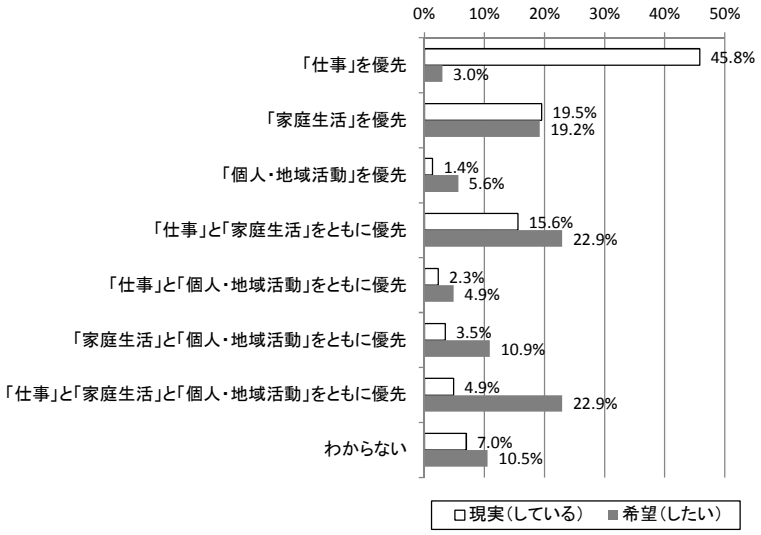

＜生活の中での活動の優先度（現実）＞

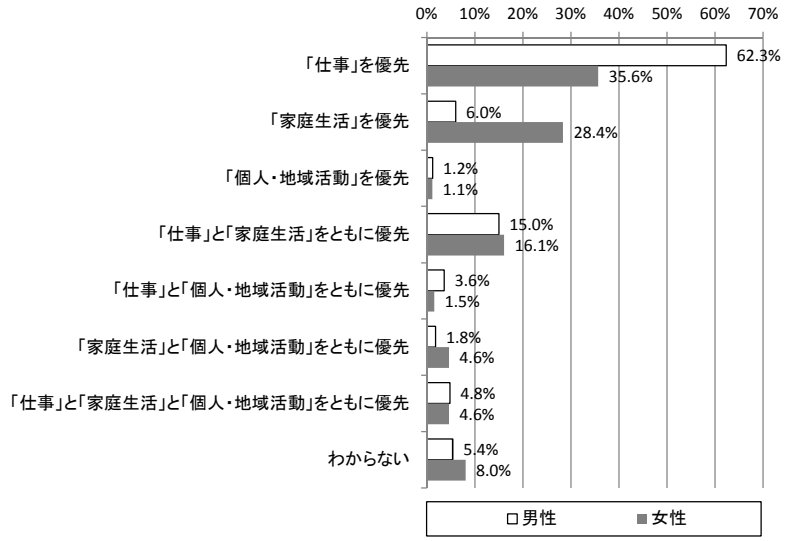

＜生活の中での活動の優先度（希望）＞

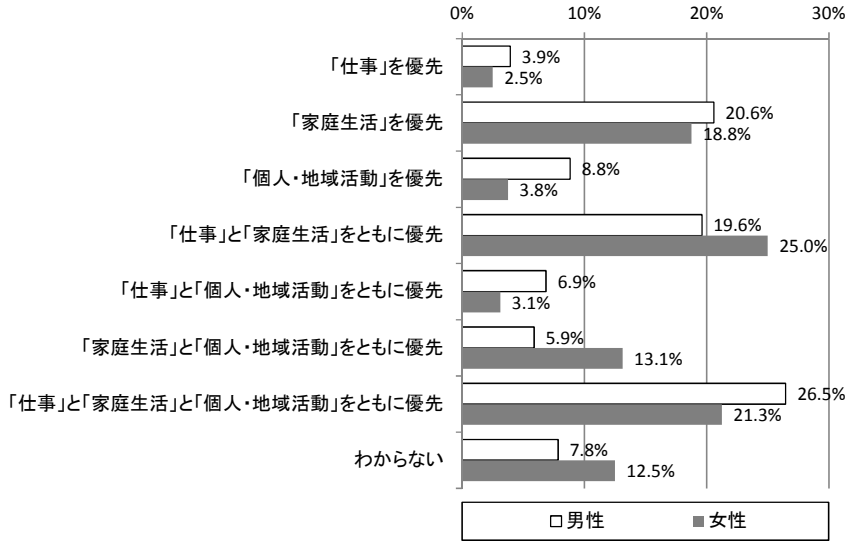

（３）子育てや介護について

父親の育児参加については、「父親も母親と育児を分担して、積極的に育児をするのがよい」が 50.1%となっており、特に若い世代ほどその考えを支持しているようです。「父親は外で働き、母親が育児に専念するのがよい」は 2.5%で少数意見となっています。

＜父親の育児参加＞

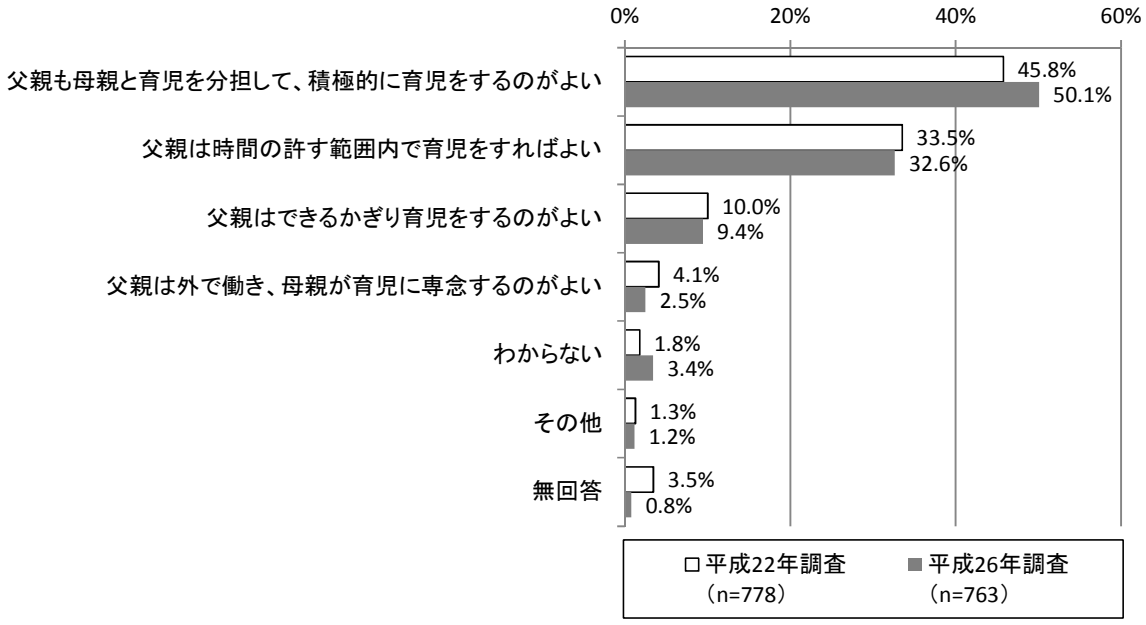

男性の育児や介護休業の取得については、75.0%が「男性も育児・介護休業を取ることは賛成だが、取得しやすい環境が整っていないと思う」と回答しています。これは、前回の平成 22 年調査からほぼ変わらず、依然として男性の育児や介護休業が取得しにくい状況にあるようです。

男性が育児・介護等に関われない理由や原因は、経済的な損失、休暇が取りにくい、仕事の忙しさなど、企業の雇用環境の整備などが求められている一方で、男性への意識啓発を求める声も挙がっています。

＜男性の育児・介護休業の取得＞

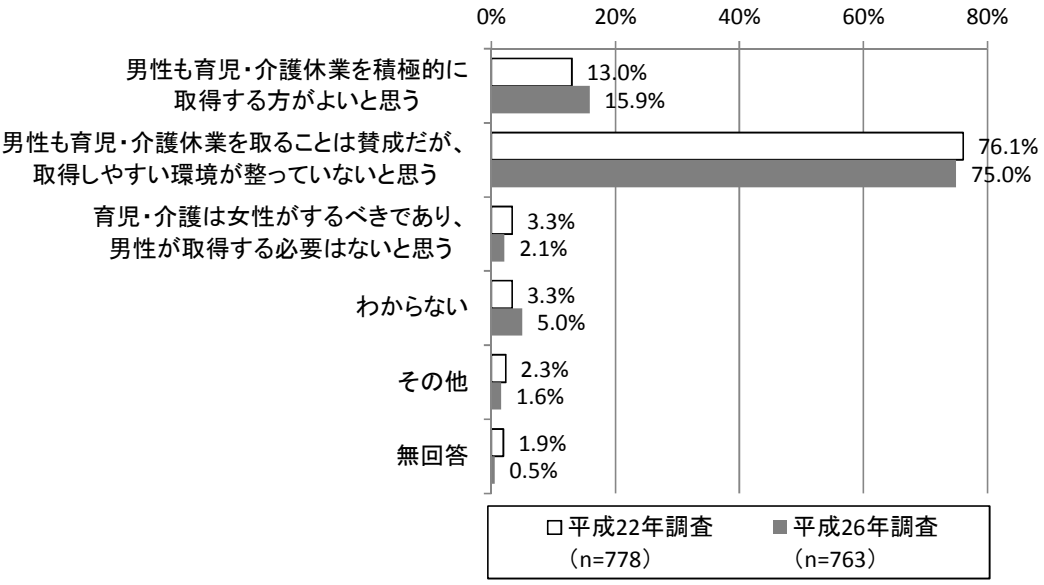

（４）就業について

女性が職業を持つことについては、「結婚して子どもができてからも、ずっと職業を続ける方がよい」が 43.4%、「子どもができたら辞めるが、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が 41.2%で続いています。前回の平成 22 年調査では、「結婚して子どもができても、仕事をした方がよい」が 32.1%だったのが、11.3 ポイント増えており、育児と仕事の両立が支持されてきていることが分かります。

＜女性が職業を持つことについて＞

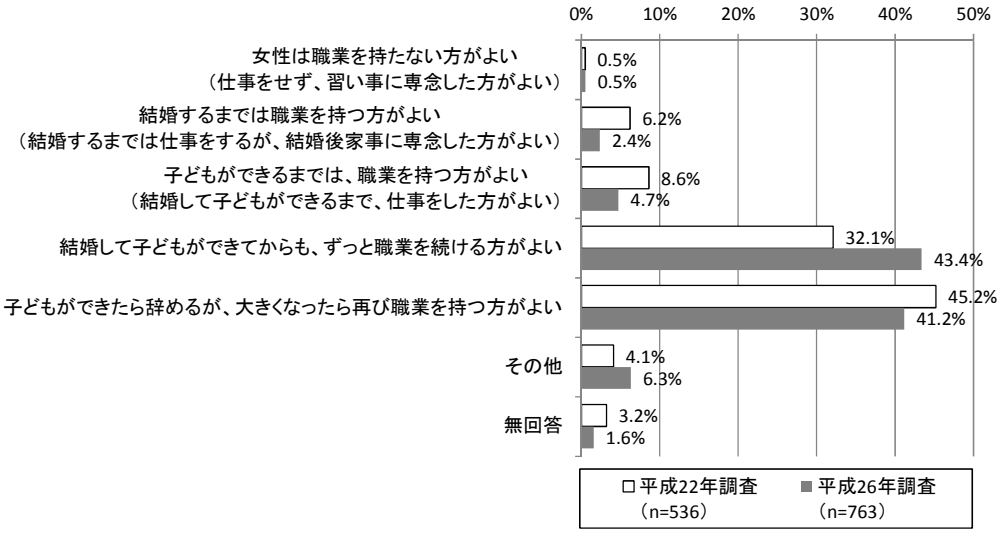

※（　）の項目は平成 22 年調査実施時の項目内容になります。

女性が働き続けるために必要なことは、「夫や家族の理解・協力」、「出産休暇や育児休業、育児時間などの制度の充実」、「保育施設、内容、時間延長等の充実（ゼロ歳児保育等)」であると、男女それぞれ約 60%の人が回答しています。

女性が働き続けるためには、依然として家事や育児などとの両立の難しさがあることが分かります。女性が就労しやすい環境をつくるためには、これまで以上に制度や労働条件を改善していくとともに、男性の家事、育児への積極的な参加を促進していく必要があります。

また、多様な就労形態が増える中、行政が企業に働きかけるなど育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備をしていく必要があります。

＜女性が働き続けるために特に必要なこと＞

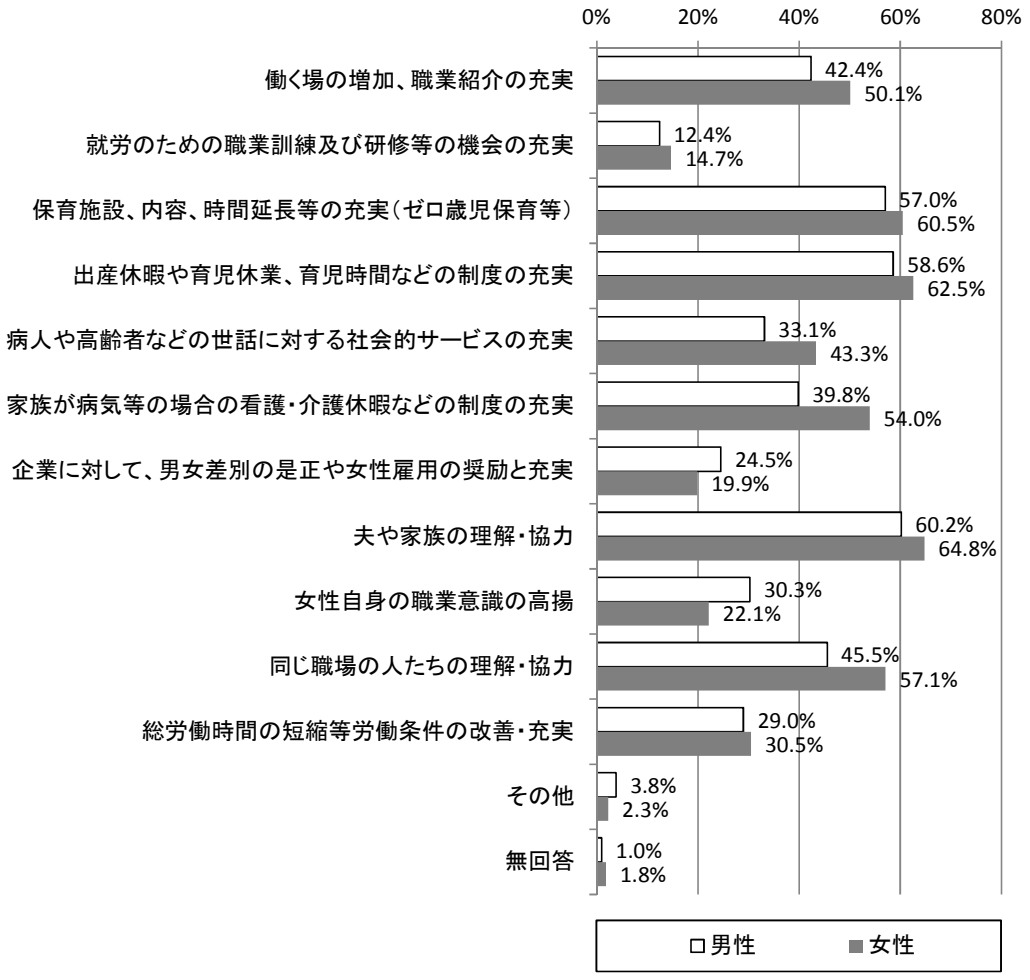

（５）社会活動・地域活動などについて

社会活動や地域活動への参加の支障となっている要因としては、「仕事が忙しく時間がない」ことの次に「経済的な余裕がない」とする回答が多くなっています。

＜社会活動・地域活動に参加しようとする際に支障になっていること＞

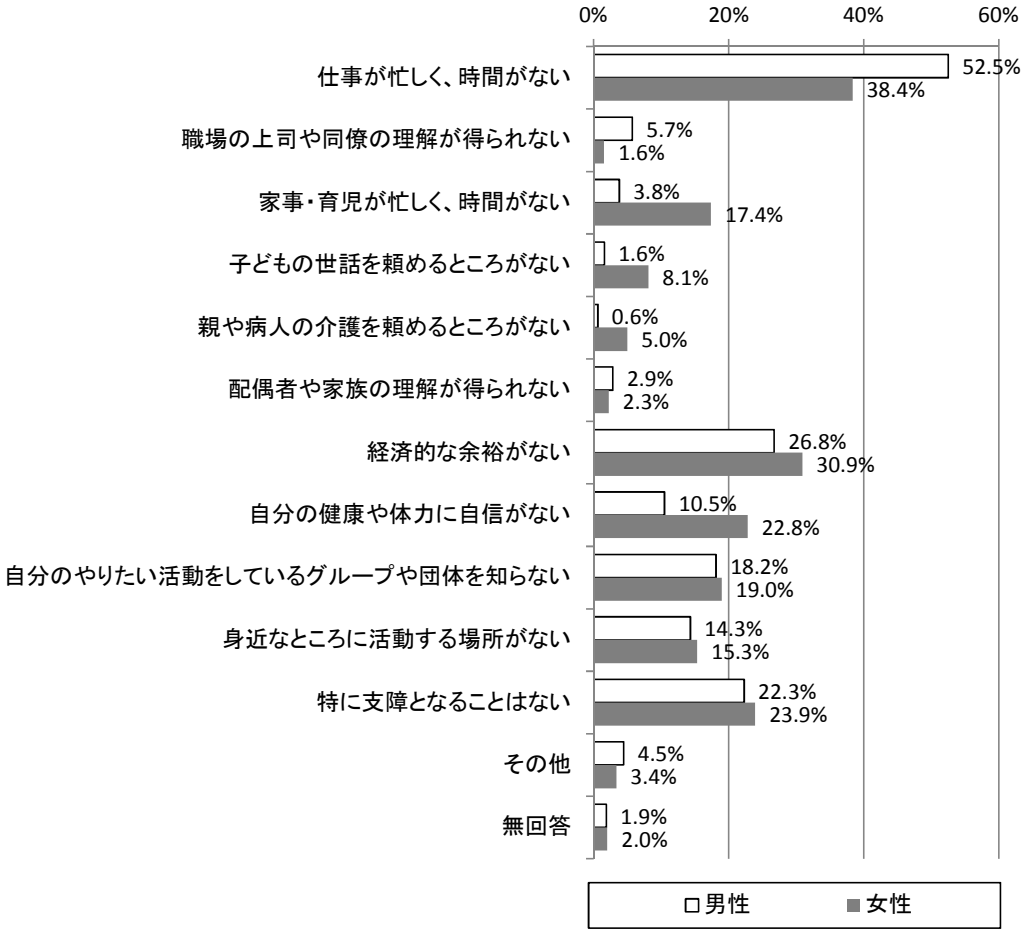

また、地域の実情では、男性は「男女不平等はない」と回答した割合が最も高くなっていますが、女性は「女性がお茶くみや準備・片付けなどを担当することになっている」と回答した割合が最も高くなっており、男性と女性の感じ方に差があることが分かります。

＜住んでいる女性の地域の実情＞

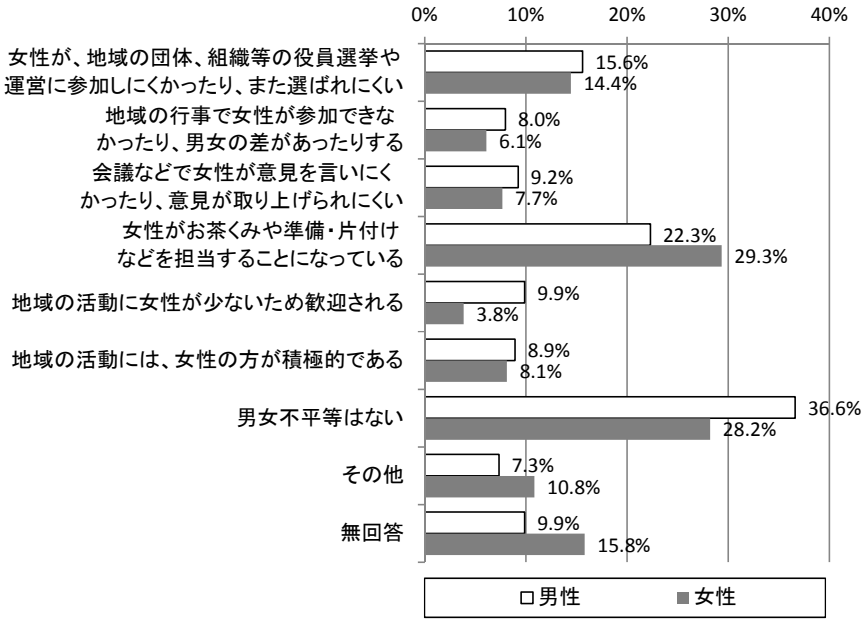

（６）人権などについて

ＤＶは、約 90％の人が「経験したことがない」と回答していますが、約 10％の女性は「身体的な暴力」と「精神的な暴力」を「受けたことがある」と回答しています。また、すべての暴力において、「受けたことがある」と回答した女性は男性より多くなっています。

「暴力を受けたことがある」と回答した人が相談した相手は、「家族や親戚」「知人・友人」がそれぞれ 41.3％となっています。また 33.7％の人は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。

＜配偶者や恋人からの被害経験の有無＞

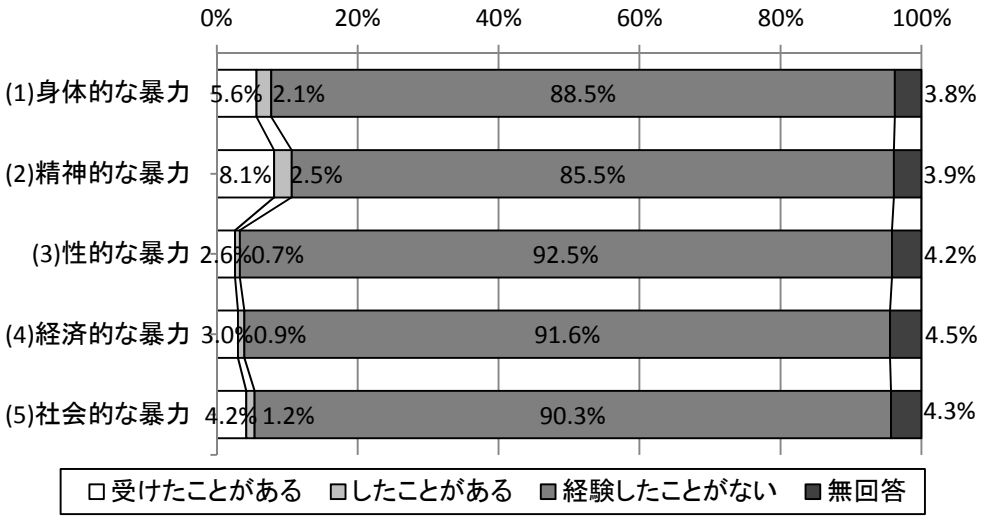

＜相談相手＞

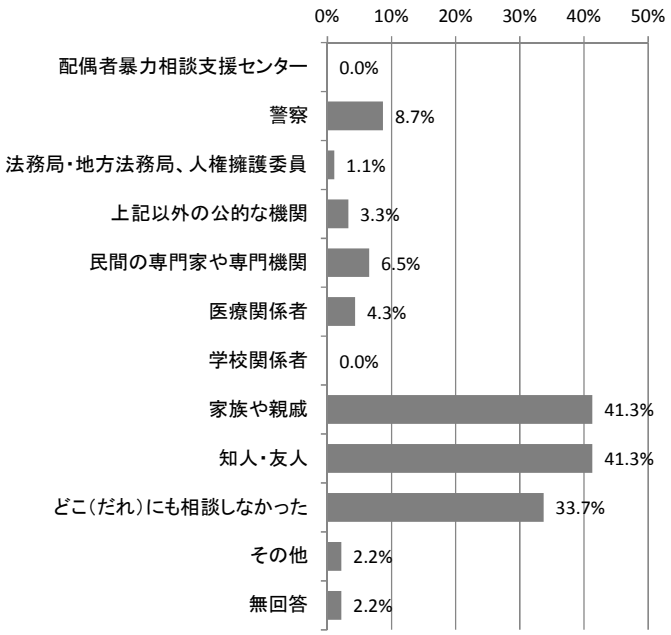

「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由として多いのは、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人が最も多く、被害者の中にＤＶに対する諦めの気持ちがあることが分かります。

夫や妻、恋人からの被害経験を相談できなかった理由として「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」などの回答も多く、受けた行為が「被害として訴えるほどのものではない」と捉えて、相談していない人が潜在していることが考えられます。

＜相談できなかった理由＞

項目	度数	構成比
どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから	4	12.9%
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	3	9.7%
相談しても無駄だと思ったから	15	48.4%
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	2	6.5%
加害者に「誰にも言うな」とおどされたから	0	0.0%
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	1	3.2%
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	8	25.8%
世間体が悪いから	3	9.7%
他人を巻き込みたくなかったから	5	16.1%
他人に知られると、これまで通りのつき合いができなくなると思ったから	4	12.9%
そのことについて思い出したくなかったから	4	12.9%
自分にも悪いところがあると思ったから	8	25.8%
相手の行為は愛情の表現だと思ったから	0	0.0%
相談するほどのことではないと思ったから	8	25.8%
その他	5	16.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	31	

ＤＶに対しての有効な援助として、「被害者が身の安全を確保できる場所の提供」、「被害者への家庭裁判所、弁護士、警察などによる法的援助」、「被害者への相談窓口の情報を提供したり、相談窓口を増やすこと」が上位にあがっています。

「ＤＶ防止法」において暴力の防止及び被害者の保護に関することについての実施体制等を整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口等に関する情報提供の充実も必要となっています。

＜配偶者や恋人などからの暴力に対して必要な支援＞

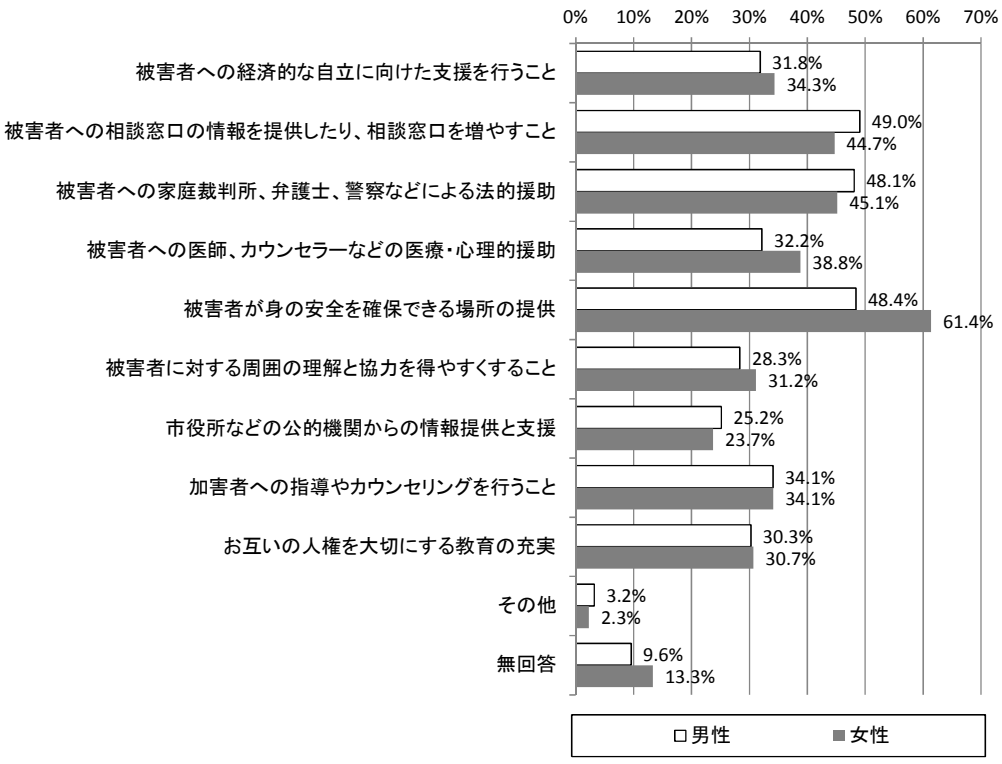

（７）男女共同参画について

行政や企業などの方針決定の場への女性の参画を図るために必要なことでは、「女性が各分野で活躍すること」が約 48％で、続いて「職場で男女共同参画の取組を進めること」、「男女平等のための法律や制度を普及させること」が約 30％となっています。

女性が各分野で活躍するためには周囲の理解や協力、制度の充実や環境づくりが必要です。

＜行政や企業、社会的活動などの方針決定への女性の参画のために大切なこと＞

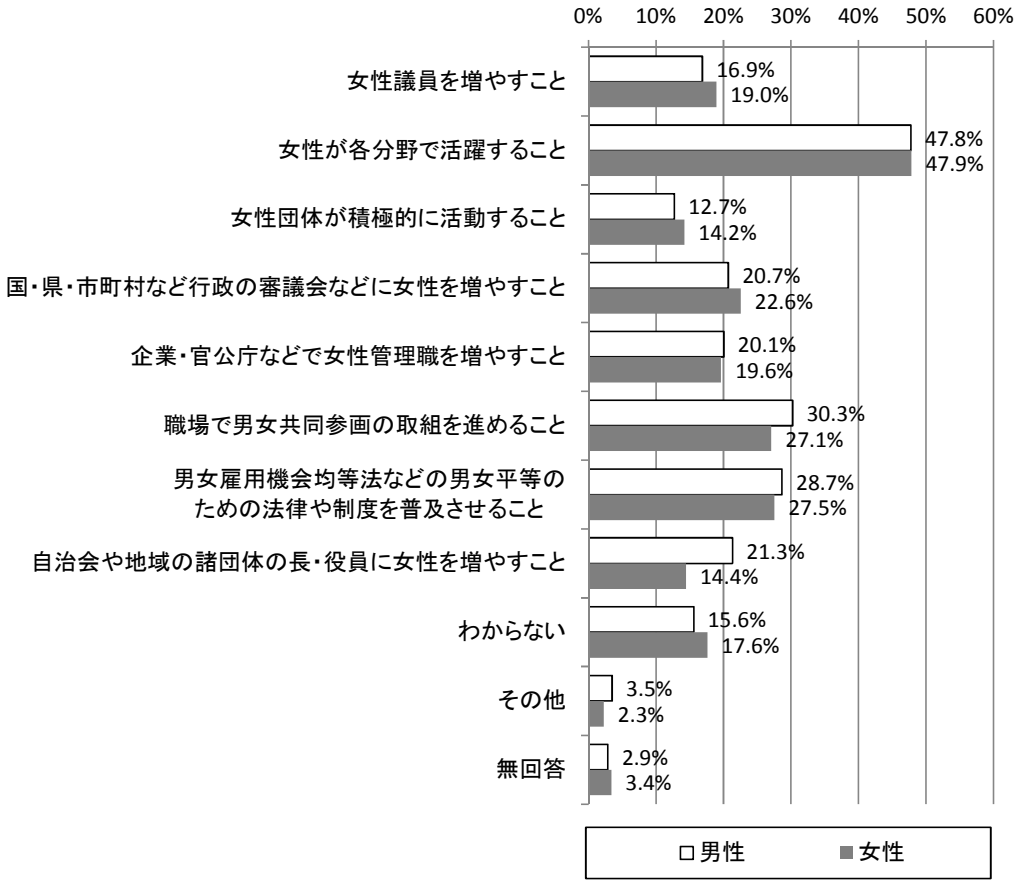

男女がともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なことでは、「男女ともに育児や介護が出来、多様な働き方の選択が出来るような社会資本の整備を図ること」や「男女ともに育児休暇や育児休業が取得できるような企業環境の整備を図ること」と回答した人が多く、仕事と育児の両立に課題を感じている人が多いようです。

男女共同参画社会を形成するためには、多岐にわたる取組が必要であることがうかがえますが、特に男女共同参画に関する意識啓発、育児・介護と仕事の両立支援や女性の再就職支援などの施策が求められています。

また、「女性が経済力をつけたり、知識・技術の取得に努めるなど、積極的に力をつけること」という回答もあることから、女性が活躍するためには、女性自身の意識の向上も求められています。

＜男女ともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なこと＞

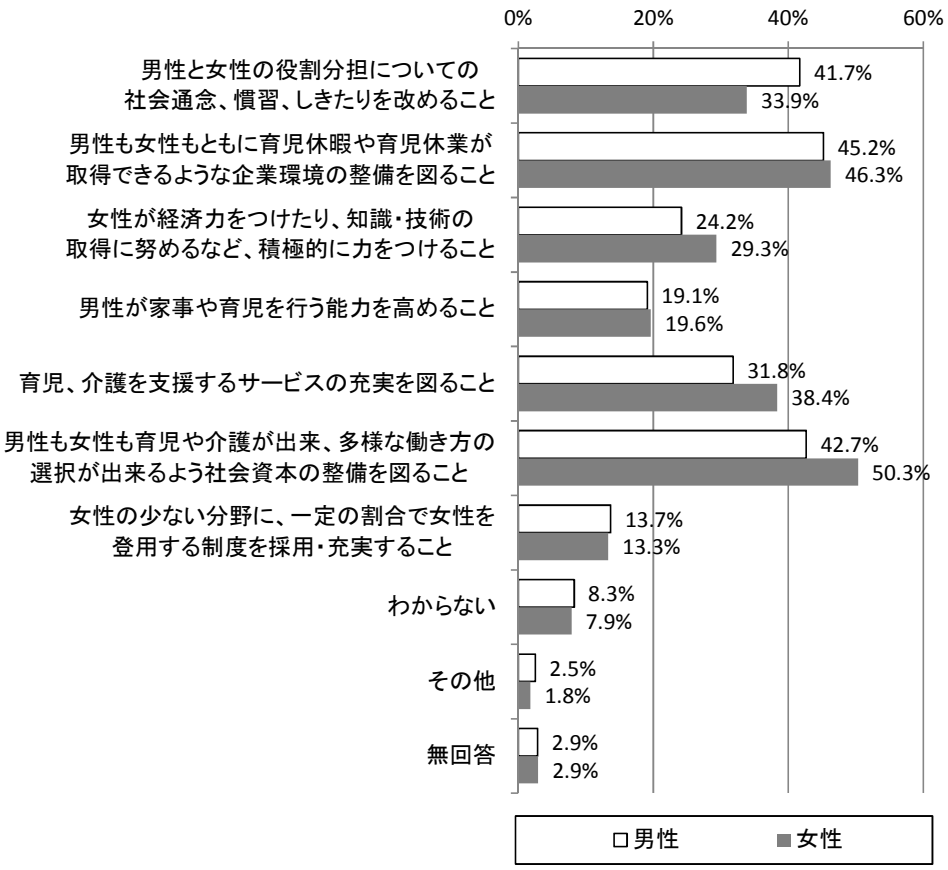

第２章
計画の基本的な考え方

第２章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、市民一人ひとりが性別や国籍、年齢、障害などに関わりなく、個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる男女共同参画の視点が生かされた、豊かで活力ある社会を目指します。

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、市民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

本計画は「沼田市第２次男女共同参画計画」が目指してきた「男女共同参画社会の実現」を念頭に、「誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち　沼田市」を基本理念に掲げます。

また、市民一人ひとりが主役となり、すべての人権が尊重され、それぞれが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の実現

～誰もが、ともに尊重し合い、

思いやりと活力あふれるまち　沼田市～

２　基本目標と施策の方向性

本市の現状や「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、基本目標及び施策の方向性を以下にまとめました。

基本目標１　一人ひとりが尊重され、支え合うまち

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成においてその根幹となるものであり、性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。しかし、さまざまな場における性別による固定的役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行には、人権が尊重されているとは言えない状況が依然としてみうけられます。

このようなことから、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現が図られるよう、男女共同参画の視点に立った意識や慣行の見直しについて、啓発、広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重についての、男女平等を推進する教育・学習環境の充実を進めます。

施策の方向性	**１　男女共同参画に向けた意識づくり** **２　男女平等を推進する教育・学習の充実**

基本目標２　市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。男女共同参画社会に向けて法整備が実施され、個人の意識の多様化等、さまざまな分野で女性の活動・活躍がみられるようになってきていますが、職場、地域活動などの中で方針決定過程の場への女性の参画は十分に果たされていません。

このようなことから、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。

また、働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成する重要なものであるとともに、得られる達成感は、自己実現という観点からもまた、安心して子どもを産み育て家族としての責任を果たすことのできる社会を形成するうえで大切なものです。

しかし、女性における労働力率は依然として、結婚や出産、子育て期には低下しています。一方男性は、仕事中心の生活により、家庭やその他の活動に参加する時間的、精神的に余裕のない生活環境にいるのが現実です。

このようなことから、仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の形成を促進します。

さらに、群馬県が推進している農業経営における重要な物事や方針を決定する場に女性自らが積極的に参加できる機会はまだ多いとはいえず、今後拡大していく必要があります。

このようなことから、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法、制度の浸透・周知徹底を進めていきます。

国では防災に対し、避難場所などの場における安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮や防災の取組にあたっての男女のニーズの違いの把握や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を掲げており、特に東日本大震災を機に、より重要視されています。

このような災害時には、子どもや高齢者、障害者など弱い立場の人への配慮が必要であるため、女性の意見も取り入れた防災対策を推進します。

施策の方向性	１ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ２ 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進【女性の活躍推進計画】 ３ 地域における男女共同参画の推進

基本目標３　互いに認め合い、安心して暮らせるまち

男女がそれぞれの「こころとからだ」の特性を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上で前提となるものです。

男女がいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて、心身ともに健康であることが重要であり、男女の性差に配慮した健康の保持・増進体制を推進します。

また、配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題となっています。ＤＶによる被害は、人々の認識や社会的な理解が不充分なため、家庭内や恋人間の問題として見過ごされてしまい、被害が潜在化しています。身体的な暴力に限らず、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力や人権侵害を許さない社会意識の醸成とともに、被害者支援が重要となります。本市では、ＤＶ被害は顕著には出ていないものの、市民意識調査では約 10％の人が暴力を受けたことがある、または暴力をしたことがあると回答しており、人権侵害や暴力の根絶に向けた取組を強化します。

さらに、年齢、障害の有無や外国人であるかどうかにかかわらず、男女一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、生活環境の向上や自立支援に取り組みます。

施策の方向性	１ 生涯を通じた男女の健康づくりの推進 ２ あらゆる暴力の根絶【ＤＶ対策基本計画】 ３ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

基本理念

誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち　沼田市

男女共同参画社会の実現

基本目標

１　一人ひとりが尊重され、支え合うまち

２　市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

３　互いに認め合い、安心して暮らせるまち

施策の方向性と今後の取組

１　一人ひとりが尊重され、支え合うまち

（１）男女共同参画に向けた意識づくり
- ①　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ②　男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

（２）男女平等を推進する教育・学習の充実
- ①　家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進
- ②　学校教育などにおける男女平等教育の推進

２　市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

（１）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- ①　市の審議会等への女性の参画の推進
- ②　市職員への男女共同参画の推進

（２）働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進　【女性の活躍推進計画】
- ①　働く場における男女共同参画の推進
- ②　働く場における女性の活躍の推進
- ③　仕事と家事・育児・介護等の両立支援の充実

（３）地域における男女共同参画の推進
- ①　地域活動における男女共同参画の推進
- ②　農業・商工自営業等の男女共同参画の推進
- ③　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

３　互いに認め合い、安心して暮らせるまち

（１）生涯を通じた男女の健康づくりの推進
- ①　男女の健康支援の充実
- ②　親子の健康づくり

（２）あらゆる暴力の根絶　【ＤＶ対策基本計画】
- ①　暴力などの発生を防ぐ環境の整備
- ②　被害者に対する支援体制の充実

（３）高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- ①　高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境整備
- ②　国際交流と国際理解の推進

第３章
施策の内容

第３章　施策の内容

基本目標１　一人ひとりが尊重され、支え合うまち

（１）男女共同参画に向けた意識づくり

私たち一人ひとりの人権が等しく尊重され、男性と女性が対等なパートナーとして、その個性と能力を発揮していきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが目の前にどのような現実があるのかを知り、どのような方向に進んでいけばよいのかを考えていく機会を提供していきます。

◆今後の取組◆

①　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

「男は仕事、女は家庭」といった男性と女性の役割を区別する「性別による役割分担意識」は、私たちの意識の中で慣習化・固定化され、一朝一夕で変えられるものではありません。

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」は反対と回答した人の割合が高くなっています。前回の平成22年調査と比べると、賛成は12.6ポイント減少し、反対が2.8ポイント増加しています。

こういった固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっているものもあり、多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向け、見直しを行っていくことが必要です。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払拭するため、地域・職場・学校などさまざまな機会を捉えて、男女共同参画の必要性を認識してもらうよう、継続して意識啓発に取り組んでいきます。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
1	市の刊行物における表現の配慮	市で発行している「広報ぬまた」などの刊行物について、性別による固定的な役割分担にとらわれない表現になるように配慮します。	秘書課
2	行政文書における表現の配慮についての情報提供	行政文書などにおいて、男女共同参画の視点に基づいた表現方法等について、情報提供を行います。	生活課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

・女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、慣習や慣行について見直しをしてみましょう。

・自分の考えや発言で「女だから」「男だから」という区別をしていないか、振り返ってみましょう。

～事業所では～

・職場において、男女の固定的役割分担がないか見直してみましょう。

・コーヒーやお茶は自分で入れてみませんか？

②　男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

本市では、男女共同参画情報紙などを発行し、男女共同参画に関する啓発活動を行っています。

市民意識調査では、男女の地位の平等は、「社会通念・習慣・しきたりにおいて」、「職場において」や「地域社会において」では平等になっていると感じる人の割合が低くなっています。分野による進捗状況とともに、男女間でも平等感の捉え方に差があることがわかります。

性差別や性別による固定的な役割分担意識、偏見などに対し、男女がお互いの特質を認めつつ、人としてお互いを思いやり、個人としての尊厳を重んじるよう、講演会等の開催、情報紙や啓発広報冊子の発行、市広報紙やホームページでの啓発に努めます。

その際、世代によって男女共同参画への理解度が異なることを考慮し、それぞれの世代に合わせた啓発方法や具体的な事例紹介などの工夫を施し、より一層の意識づくりと行動化を促進します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
3	**男女共同参画情報紙の発行**	男女共同参画についての意識啓発を行うため、男女共同参画情報紙「ハピネス」を発行します。	生活課
4	**男女共同参画講演会の開催**	男女共同参画についての意識啓発を行うため、著名人等による講演会を開催します。	生活課
5	**市の広報誌やホームページ等を活用した広報活動**	「広報ぬまた」や「市ホームページ」を活用し、男女共同参画についての広報、啓発を行います。	生活課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

・男女共同参画のセミナーや研修会などに参加し、一緒に学んでみませんか？

（２）男女平等を推進する教育・学習の充実

家庭、教育現場や地域社会は、次の世代を担う児童・生徒の知識や意識の形成に大きな役割を果たします。

男女共同参画社会の実現に向けて、私たちを取り巻くあらゆる教育の場において現状を認識し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供・充実を図ります。

◆今後の取組◆

①　家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進

市民意識調査では、家庭内の役割分担については、共同で行うことが理想とする割合が高いものの、家事や育児などの役割分担で「妻」とする女性の割合が男性の割合を上回っています。性別による家庭内の役割分担意識の存在や男女間の負担に対する感じ方の違いがうかがわれます。

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、実践していくことが重要です。

そのために、家庭、地域において、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるため、家庭教育や生涯学習等の機会を通じ、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や若年者の単身世帯、高齢者の単身世帯など多様化した家族形態の中で、一人ひとりの生き方が尊重されるよう、さまざまな機会を捉えて、家族形態の多様性を尊重する意識づくりを進めます。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
6	**男女共同参画講座の実施**	市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解することと、男女共同参画の視点に立って率先して活動する者の人材育成を目的に市民を対象とした男女共同参画講座を実施します。	生活課
7	**市民文化大学**	市民の生活をより良くするため、人権講座やコミュニケーションスキルなどの生涯学習講座を実施します。	社会教育課
8	**家庭教育カウンセリング初級講座**	家庭教育についての理解を深めるとともに、家庭教育に関する悩みや課題を解決する力を身につけるため、市民を対象に家庭教育やカウンセリング等に関する研修を行います。	社会教育課
9	**沼田市小中学校ＰＴＡ連合会**	児童生徒の幸福な成長のため、ＰＴＡに対し男女共同参画を推進し、健全なＰＴＡの発展を促進します。	社会教育課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- 公民館等で開催される催しに積極的に参加しましょう。
- ＰＴＡ、保護者会などで男女共同参画に関する勉強会などを開催してみませんか？
- 「～の代表」というと遠慮しがちですが、勇気を持って「私、やります！」と言って積極的にリーダーになってみませんか？

②　学校教育などにおける男女平等教育の推進

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、可能性を広げるための教育、及び男女共同参画や人権尊重の理念を身につけ、行動できるようにするための人権教育を推進し、社会的性別を生み出さないようにする学習環境を整備します。

学校教育の現場においては、男女の地位が最も公平であるとの市民意識調査結果が得られましたが、今後も男女平等教育を人権教育の中に位置づけ、児童・生徒が男女共同参画社会の担い手としての能力や資質を身につけることができるように、教育内容をさらに工夫します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
10	**男女平等学習**	児童生徒に対し、道徳の授業の中で男女共同参画についての学習を実施します。	学校教育課
11	**教職員研修**	道徳教育指導者養成研修や人権教育推進協議会、地区別人権教育研究協議会などで男女共同参画教育について検討し、学校現場で活用します。	学校教育課
12	**人権教育**	「沼田市人権教育推進方針」に基づき、学校教育の場における人権教育を実施します。	学校教育課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民･地域では～

- 年齢、子どもの発達状況に応じて、自分の身のまわりのことは自分でできるよう男女の隔てなく育てましょう。
- 学校行事やＰＴＡ活動等に積極的に参加し、男女平等教育の推進に協力しましょう。

基本目標２　市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

（１）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

多様な価値観を行政や政策に反映していくため、女性が社会参画をする意義についての啓発を行うとともに、審議会等の政策立案・方針決定の場への女性の登用を促進し、人材の育成や活用を推進します。

市の職員については女性の視点・価値観や新しい発想を行政運営に組み込むため、性別に関わらない適材適所の人事配置や、性の偏りを是正した職域の拡大に引き続き努めていきます。

◆今後の取組◆

①　市の審議会等への女性の参画の推進

市民意識調査では、行政や企業などの方針決定への女性の参画を図るために必要なことは、「女性が各分野で活躍すること」とともに「職場で男女共同参画の取組を進めること」、「男女平等のための法律や制度を普及させること」となっています。

これまで政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる場に進出するため、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境をつくっていくことが必要です。

日常生活に深い関わりを持つ市の施策や方針決定の場において、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのため、女性の立場からの意見や価値観が反映されるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけるとともに、女性自身が意欲と能力を高められるよう、女性のエンパワーメントを促進します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
13	**審議会等の女性委員の登用の促進**	市で設置している審議会等について、役職指定を見直すなど、女性委員の積極的登用について促進します。	生活課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

・女性も審議会委員の公募などに積極的に応募しましょう。
・パブリックコメントなどの制度を活用し市政に参画しましょう。
・女性が方針決定過程に参画できる環境づくりをしましょう。

～事業所では～

・能力に応じ、積極的に管理職に女性を登用しましょう。
・方針決定過程に参画し、責任を担うことのできる女性人材を積極的に育成しましょう。

②　市職員への男女共同参画の推進

男女共同参画を実現するうえで、行政の果たす役割は極めて大きくなっていることから、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、実践することが必要です。

そこで、より広い視野に基づいた行政運営の推進を図るため、女性職員の管理職への登用に向けた意識啓発を進めるとともに、職域拡大、人材の育成に努めます。

本計画を確実に推進するためには、職員一人ひとりの理解や実践とともに、関係各課との緊密な連携のもと、各施策の適正な推進を図ります。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
14	**新規採用市職員研修の実施**	新規採用市職員について男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います。	総務課
15	**市職員研修の実施**	市職員について男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います	生活課
16	**女性管理職登用の推進**	市女性職員の人材育成に努め、女性管理職の登用を推進します。	総務課
17	**職員に対する育児休業・介護休暇制度の周知**	育児休業・介護休暇の取得を推進するため、職員に対して制度を周知します。	総務課

（２）働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進【女性の活躍推進計画】

ここでは、平成27年に制定した「女性活躍推進法」第６条に基づく市町村推進計画に位置づけます。

性別などにとらわれず一人ひとりが能力を発揮するため、就労条件や就労環境に関する啓発と改善に向けた取組を推進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及・啓発のための取組を行います。

さらに、少子高齢化が進む中、就労形態やライフスタイルの多様化に対応した子育て・介護の支援体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者の社会参画の機会を拡大することにより、自立し安心して暮らしていくための施策を推進していきます。

◆今後の取組◆

①　働く場における男女共同参画の推進

働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇を実質的に確保するため、引き続き「男女雇用機会均等法」などの関係法制度の周知や、労働環境・条件に関する情報提供を行います。

また、市民意識調査では、45.8％の人が現実生活の中で「仕事」が優先されていると回答しているのに対し、「仕事」を優先したいと希望している人は 3.0％と、現実と希望ではかなりの差があることから、仕事と生活の調和がとれた働き方に見直すなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
18	**市民及び市内事業所への法制度等の周知及び情報提供等**	性別による固定的な就労意識や差別等が起こらないよう、「男女雇用機会均等法」などの制度の周知を図るとともに、労働環境の整備などについての情報提供を行います。	産業振興課
19	**ワーク・ライフ・バランスの促進**	固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。	生活課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

・市広報紙やホームページを活用し、労働関連法やリーガル・リテラシー※についての理解を深めましょう。

・女性が働きやすいように、男性や家族も家事・育児・介護等に積極的に取り組みましょう。

～事業所では～

・男性と女性の待遇に違いなどがないか見直しましょう。

・ノー残業デーを設けるなど、長時間労働を見直しましょう。

・フレックスタイムなど多様な働き方を検討してみませんか。

※リーガル・リテラシー：法識字、法的識字能力。自分にどんな権利があり、その権利を行使するためにどのように手続きすればよいのかを理解する能力。

②　働く場における女性の活躍の推進

女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚や出産、子育て期にあたる 30 歳代で一度落ち込み、子育てが一段落する 40 歳代で再び上昇する「M字型曲線」を描いています。

自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分発揮できる社会の実現を図るため、女性の就業支援や就業環境整備を推進します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
20	**女性が働きやすい職場環境の推進**	家庭生活と両立が可能となる職場環境の推進や、短時間勤務など多様な働き方について普及を図ります。	産業振興課
21	**女性のための就業支援と就業情報の提供**	家庭の事由により退職した女性の再就職などを支援するとともに、就業情報の提供を行います。	産業振興課
22	**起業に対する支援**	起業を目指す人に対し、ノウハウの取得や資金調達の情報提供などの支援を行います。	産業振興課
23	**女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の周知・促進**	雇用する労働者が 300 人以下の事業主に対し、「女性活躍推進法」の周知を行い、事業主行動計画の策定を促進します。	生活課 産業振興課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民では～

・女性自ら就業関係のセミナーや学習会などに参加し、能力開発に取り組みましょう。

～事業所では～

・女性の職域拡大や管理職への登用など、女性の力を経営に取り入れてみませんか？

・結婚・出産などで退職する慣行などがある場合は、見直しましょう。

・事業主行動計画の策定に取り組みましょう。

※労働者が 301 人以上の民間事業主については事業主行動計画の策定は必須となります。

③　仕事と家事・育児・介護等の両立支援の充実

市民意識調査では、家事・育児・介護等については、依然として「妻」が担当していると回答している割合が高いのが現状です。

子育て支援、高齢者及び障害者の介護支援など個別計画を定め、仕事と家事・育児・介護等の両立を図り、安心して生活することができるよう、保育・介護サービスの充実に努めます。

また、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画できるよう、家庭での固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男性の主体的な参画を重視した学習機会や啓発を推進します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
24	**ファミリー・サポート・センター事業**	「子育ての援助を必要とする人」と「子育ての援助ができる人」を会員とするファミリー・サポート・センターを設置し、会員間の相互援助活動により地域の子育て支援を進めます。	子ども課
25	**保育サービスの充実**	多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実を図るとともに、保護者の所得に応じた保育料を設定し、負担の軽減に努めます。	子ども課
26	**放課後児童健全育成事業**	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が放課後や週末等に安心して生活できる居場所として学童クラブを設置し、児童の健全な育成支援を図ります。	子ども課
27	**母子家庭等福祉推進事業**	母子家庭及び父子家庭等の福祉の充実を目的として支援事業を行います。	子ども課
28	**子育て支援の情報提供**	子育て中の父母等を対象に、広報、子育てガイドブックなどを配布するとともに、子育てコンシェルジュによる情報提供の充実に努めます。	子ども課
29	**男性の育児参加の促進**	マタニティセミナーへの両親参加、父子手帳の活用、啓発パンフレットの配布、子育てイベントでの啓発などにより、男性の育児参加について啓発を行います。	子ども課 健康課
30	**要保護・準要保護児童生徒就学援助事業**	学校教育法第 19 条に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民･地域では～

・仕事をする意欲ややりがいを持ちつつ、家庭生活やリフレッシュ等の時間を確保できるライフスタイルを考えてみましょう。

・妻は「仕事・家事・子育て」、夫は「仕事」という家庭のみなさん、お互い負担がかかりすぎないように話し合ってみませんか？

・お母さん、お父さん、仕事は確かに大切ですが、家庭も仕事と同じく大切です。たまには早めに帰ってみませんか？

～事業所では～

・男女がともに安心して育児・介護休業制度や労働時間の短縮勤務を利用でき、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を作りましょう。

・ワーク・ライフ・バランスは経営戦略の重要な柱、働き方の見直しが生産性の向上や競争力の強化につながる「明日への投資」となります。一度、考えてみませんか？

（３）地域における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で個々の才能を十分発揮できるより良い地域社会の形成を図るため、女性が社会参画をする意義の啓発を行います。

また、地域・社会活動への参画に向けた人材の育成・発掘・活用の支援を推進します。

さらに、家族経営協定の締結促進や女性農業委員などの農村女性リーダーへの活躍支援、女性起業の育成支援を行うことで農業分野における男女共同参画の推進を図る必要があります。

◆今後の取組◆

①　地域活動における男女共同参画の推進

市民一人ひとりが、個性と能力を発揮し、生きがいを感じながらさまざまな地域・社会活動に参画するためには、地域に残っている固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直すことも必要です。

また、本市の自治会長（区長）の女性比率をみると、平成27年４月現在０％となっており、女性自治会長（区長）の参画が課題となっています。

市では、市民に対し、地域活動やボランティア活動の情報提供を行うほか、方針決定の場へ女性の参画を促進するために、活動団体を支援し連携を深め、誰もが個性と能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、自治会などに対し男女がともに主体的に参画できるよう、啓発を図ります。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
31	**ボランティアの育成と活動支援**	市民と行政が、互いの特性や能力を活かしながら目的を共有し、地域課題などの解決に向け、男女が連携、協力して取組を進めます。	生活課
32	**放課後子ども教室推進事業**	地域・家庭・学校が連携し、すべての子どもが放課後や週末等を安心に過ごすため、地域の方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行います。	社会教育課
33	**中学生ボランティアリーダー養成講座**	中学生の積極的な社会参加活動の推進を図るため、市内中学生から参加者を募集し、各種ボランティア活動プログラムを実施します。	社会教育課

No.	事　業　名	事業内容	担当課
34	初級指導者養成講座	市内の子ども会指導者等を対象に、青少年地域指導者の資質向上を図ることを目的として、性別にかかわりなく、各種講座・実技研修等のプログラムを実施します。	社会教育課
35	沼田市青少年育成相談センター補導員会	補導員としての任務遂行に万全を期し、青少年の健全育成に資するため、補導員相互の連絡協調と研修を実施します。	社会教育課
36	学校支援地域本部事業	地域の大人や教員と子どもが向き合う時間の増加や、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ることを目的に、地域・家庭・学校が連携し学校教育を支援する体制づくりを推進します。	社会教育課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民･地域では～

- 地域活動において、男女不平等な慣習・慣行に気づいた時は、地域の中で協力して改善していきましょう。
- 自治会等の地域活動に男女の意見をバランスよく反映させるとともに、役員へ女性の参画を進めましょう。
- 近所の子どもを見守る意識を持ってみませんか？まずは「こんにちは！」とあいさつ運動をはじめてみましょう。
- あなたの「気づき」や「困った」を、仲間とともに解決に向けて取り組んでみませんか？

～事業所では～

- 女性も男性も仕事と地域活動を両立しやすいように職場環境を整備しましょう。
- 地域活動やボランティア活動を理解し、支援しましょう。

②　農業・商工自営業等の男女共同参画の推進

農業や商工自営業等の担い手の男女が、ともにその持てる力を十分に発揮できるために、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣習等にとらわれないよう、各種冊子の配布、組織・団体等との連携による女性の社会参画を推進します。

また、農業委員の女性委員登用などを通じて、方針決定の場への女性の参画を拡大することや、女性起業ネットワークの構築などにより、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
37	**家族経営協定の推進**	家族が、相互に責任のある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、それぞれの立場を尊重しあい、健康で民主的な明るい家庭を建設するために、雇用時間や休日･報酬の取り決めなど、経営方針を協議しながら決めることができる「家族経営協定」の締結を推進します。	農業委員会事務局
38	**生活研究グループなどの活動支援**	女性が活動しやすい環境づくりのため、生活研究グループなどの活動支援を行います。	農林課

みなさんもはじめてみませんか？

～自営業者では～

- 家族みんなで農業経営や生活について話し合い、現状を確認しましょう。
- 経営課題の解決方法や、経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取組（協定）が必要か話し合いましょう。

③　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域のさまざまな団体と協働で取り組みます。

さらに、被災時の避難所における男女のニーズの違いに対応するため、男女共同参画の視点に立った防災対策と災害時支援を推進します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
39	**男女が参画する防災対策の推進**	防災会議において女性委員を委嘱し、女性の意見が反映されるよう、防災対策の向上に努めます。	防災対策課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民･地域では～

・女性も避難所のスタッフとして参加・参画してみましょう。

・女性の視点で防災や災害時の対応を考えてみましょう。

基本目標３　互いに認め合い、安心して暮らせるまち

（１）生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女が生涯にわたり健康で自立した生活をするための健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進のための事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

◆今後の取組◆

①　男女の健康支援の充実

本市では、平成27年３月に沼田市健康増進計画「健康ぬまた21」を見直し、市民が健康な生活を楽しみ、心身ともに豊かな社会生活を送ることができるよう、健康づくりを推進しています。

本市が平成 21 年度に実施した「健康意識調査」では、20～30 歳代の若い年代と男性の健康意識が低くなっています。

死因の第１位は、悪性新生物（がん）であり、全死因の約４分の１を占めています。悪性新生物（がん）の早期発見・早期治療の為には、定期的ながん検診受診が重要なため、受診率が向上するよう勧奨に努めています。また、生活習慣病は死因の上位を占める心疾患や脳血管疾患の要因となっており、リスクの高まる年代を対象とした特定健診や特定保健指導の実施率向上が必要です。

さらに、女性は年代による身体的変化が大きいことから、女性特有の疾病や更年期障害などに伴う不安や悩みが現れ易いですが、更年期障害は男性にも起こることが分かっています。

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を理解しあい、相手を尊重することが大切です。

市民一人ひとりが若い年代から健康に関心をもち、ライフステージに応じた健康診査やがん検診を受け、心身の健康を保持・増進し生き生きと暮らしていけるよう、地域ぐるみで健康づくりに取り組む必要があります。そのために、健康に関する学習機会や情報提供に努めるとともに、市民が利用しやすい健康増進事業を実施し、健康づくりを推進します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
40	国民健康保険（特定健康診査事業、特定保健指導事業、人間ドック検診助成事業等）	内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査により、生活習慣の改善が必要な人に特定保健指導を実施します。 人間ドック検診助成により、疾病予防と健康管理意識の高揚を図ります。	市民課 健康課
41	がん検診事業（子宮頸がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん）	死亡率の上位を占めるがんに対し、がん検診を実施することにより早期発見、早期治療に努め、市民の健康保持、健康増進に努めます。	健康課
42	健康教育事業 健康相談事業	健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行い、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図ります。	健康課
43	地域保健活動事業（保健推進員、食生活改善推進員等の活動）	地域住民に密着した総合的な健康づくり活動を推進します。	健康課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- 個人の特性にあった健康維持・増進に関心をもちましょう。
- 健康管理に心がけ、健康や生活習慣改善に関する講演会・講習会に参加しましょう。
- 女性と男性がともに性と生殖に関する健康と権利について正しく理解し、生涯を通じた心とからだの健康づくりを進めましょう。
- 健康診断やがん検診等は、自分の身体をチェックするよい機会です。年に一度は、自分のため、家族のために健康診断を受けましょう

～事業所では～

- 職場のメンタルヘルスなど、心身の健康づくり支援に取り組みましょう。

②　親子の健康づくり

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

親子を取り巻く環境が複雑化・多様化する状況において、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊産婦やその家族の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態に合わせた支援体制の整備を図ります。

また、妊娠、産後、育児中に不安をもつ女性も増えているため、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
44	**母子保健相談指導事業（妊婦健康診査、マタニティセミナー、母子訪問、育児相談等）**	母性、乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠、出産及び育児に関し、個別的・集団的に必要な指導、助言を行い、育児不安を解消し、安心して健やかな子どもを産み育てることが出来るよう支援します。	健康課
45	**乳幼児健康診査**	発達の節目を捉えて健康診査を実施し、成長・発達を確認し心身の異常の早期発見、育児、生活指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。	健康課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- 「妊娠」、「出産」に伴う女性特有の身体の変化や心の変調を、本人も周りも正しく理解し、サポートしましょう。
- 妊娠・出産・育児の不安や悩みについて気軽に相談しましょう。
- 乳幼児健康診査を受けましょう。

（２）あらゆる暴力の根絶　【ＤＶ対策基本計画】

ここでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画（ＤＶ対策基本計画）として、本計画と一体的に位置づけます。

すべての人があらゆる人権侵害や暴力から解放され、人間として生まれながらに持っている権利を守っていけるように、人権侵害や暴力の発生を防ぐための啓発活動を推進します。同時に、被害者が自信と尊厳を取り戻せるように、被害者への救済や自立に向けた支援を強化します。

◆今後の取組◆

①　暴力などの発生を防ぐ環境の整備

配偶者等からの暴力（ＤＶ）の被害者は多くが女性であり、固定的な性別役割分担意識や女性の経済的自立の困難さ等から女性が軽視され、家庭内の暴力を容認しがちな社会風潮がその背景にあります。

また、子どもや高齢者、障害者等に対する暴力や虐待についても重大な人権侵害となります。

「ＤＶ防止法」の周知を図り、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、被害者への理解を深めるための意識啓発を推進します。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
46	**ＤＶに関する意識啓発**	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、県・国・国際的な法律、施策等の情報を収集し、パンフレットやＨＰを活用し市民に提供します。	生活課
47	**民生児童委員による地域の見守り**	民生児童委員と警察署や民間事業者等が協力して、地域における見守り活動に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らす事ができる地域づくりを推進します（群馬県地域見守り支援事業）。	社会福祉課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

・ＤＶの理解を深めるため、ＤＶ防止啓発講座に参加してみませんか？
・あなたの言動や行動が、相手を傷つけていないか考えてみましょう。
・イライラしたときは、まず深呼吸をしてみませんか？

②　被害者に対する支援体制の充実

市民意識調査では、これまでに配偶者や恋人から何かしら暴力を受けたと答えた人の中で、誰かに相談したか尋ねたところ約３割の人は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、被害が潜在化している状況が浮かびあがっています。

被害者が被害を訴える場を拡充し、問題の解決に向けた的確な対応を取れるよう相談体制の充実を図ります。特にＤＶについては、男性より女性が被害者となることが多いことから、被害者が生活を再建していくための支援体制を整備するため、庁内の関係部署や県などとの連携を強化するとともに、研修会などへの参加をとおして、担当職員の資質の向上を図ります。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
48	**相談窓口の充実及び支援体制の整備**	相談を受ける職員の資質向上を図るとともに、支援体制の整備を行います。	生活課
49	**家庭児童相談員による相談の実施**	ＤＶ被害者と子どもの安全確保に向けて専門的な相談を行います。	子ども課
50	**要保護児童対策地域協議会による連携**	子どもの虐待防止だけでなく、支援を要するすべての子どもについて、情報交換や必要な支援等について協議を行います。	子ども課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ＤＶの相談を受けたときはまず相談窓口を紹介しましょう。
- あなたの周りでＤＶが疑われることがあった場合は、迷わず警察、市役所等へ連絡してください。連絡者の匿名性は守られます。
- ＤＶは被害者が悪いから暴力を振るわれるのではありません。相談員は被害者を責めることはありませんので、安心して相談に来てみませんか？

（３）高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

急速な高齢化の進行により、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、介護が長期化・重度化する傾向にあり、介護する家族の負担は大きいものとなっています。

今後も、介護が必要な高齢者の数は増加することが予測されており、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、介護サービスを利用した社会全体で支えていく仕組みが必要となります。

また、高齢者や障害者が、その意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、社会を支える重要な一員として充実した生活を送れる社会が求められています。

さらに、国際化については、外国人との交流を進め、相互理解を図るとともに、外国人が地域社会から孤立せず、共に安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

◆今後の取組◆

①　高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境整備

本市では、「沼田市高齢者保健福祉計画・第６期沼田市介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」に基づき、さまざまなサービスの充実を図っています。

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな分野における活動に参画するために、高齢者及び障害者への支援や、男女共同参画の視点から介護をする側への支援を充実します。

また、高齢者、障害者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、生活環境の向上や自立支援に取り組みます。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
51	**高齢者の生きがいづくり**	高齢者の社会参加や福祉の向上を図り、充実した生活を送れるよう、敬老会や市民敬老号の実施、温泉施設利用の助成等を行います。	高齢福祉課
52	**ひとり暮らし高齢者交流事業**	市内のひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和、高齢者相互の交流を図るため、交流会や保養事業、一声かけ訪問を実施します。	高齢福祉課
53	**認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業**	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、警察、在宅介護支援センターや多彩な協力団体が参画し、地域において認知症に対する正しい知識・理解を深め、見守りや支援の体制を作ります。	高齢福祉課

No.	事　業　名	事業内容	担当課
54	総合相談支援事業	住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐためのブランチ（窓口）として、５ヶ所の在宅介護支援センターに委託をすることにより、サービスに関する情報提供等の初期相談対応を円滑に行います。	高齢福祉課
55	包括的・継続的マネジメント支援事業	高齢者に対し包括的かつ継続的にサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。	高齢福祉課
56	高齢者筋力向上トレーニング事業	高齢者が生きがいを持ち安心して自立した生活ができる地域づくりの実現を図ることを目的とした事業で、老人クラブなど地域組織と連携し、公民館など近隣施設で実施することにより、高齢者の体力増進と地域内のコミュニティの推進を図ります。	高齢福祉課
57	介護予防普及啓発事業	地域の高齢者が自発的に活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談などの介護予防に関する活動の普及・啓発や自発的な介護予防活動の育成・支援を行います。	高齢福祉課
58	障害者等の社会参加促進	障害のある人の社会参加の促進と障害のある人に対する理解を深めるための研修を実施します。また、各種スポーツ事業等を実施します。	社会福祉課
59	障害者等の生活支援	在宅の障害者等のタクシー運賃の一部を援助する等、障害者等の生活を支援します。	社会福祉課
60	介護者の負担軽減	心身障害のある人の介護をしている保護者が、一時的に介護をすることができない場合に、あらかじめ市に登録されている介護者や、24 時間対応型サービスステーションで心身障害のある人の介護を実施することにより、福祉の増進及び保護者の負担軽減を図るとともに、より豊かな生活の実現を支援します。	社会福祉課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民･地域では～

・子育てや介護、障害福祉サービスなどの社会的な支援制度を理解し活用しましょう。

・家族みんなで協力し、ワーク・ライフ・バランスを促進しましょう。

②　国際交流と国際理解の推進

本市では、中学生の国際交流事業の一環としてスタディツアーなどを実施したり、沼田市国際交流協会と協力して異文化交流事業を実施するなど、国際理解を進めています。

今後も国際交流活動の促進により、国際理解を深めるとともに、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を進めます。

また、情報提供などによる在住外国人（平成 27 年４月１日現在の外国人登録数 499 人）への支援に努めるとともに、国際交流活動を行う団体を支援します。

さらに、地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人もコミュニティの一員として積極的にまちづくりに参画できるよう努めます。

No.	事　業　名	事業内容	担当課
61	**沼田市中学校国際交流事業**	国際交流の振興を図るため、中学生を対象とした海外への派遣事業を実施し、他国の文化体験を通して国際感覚を身につけ、国際性豊かな人間の育成と友好親善に努めます。	学校教育課
62	**各種国際交流イベント・講演会等の実施**	国際理解の促進と国際交流の推進を図るため、市民・民間団体・法人及び行政が互いに協力し、国際交流イベントや講演会などを開催します。	企画課
63	**日本語教室開催事業**	外国人を対象に、沼田市国際交流協会に委託して、日本語による少人数の対話形式での日本語教室を開催します。	企画課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- お互いの文化や習慣の違いを理解しましょう。
- 国際交流の行事やイベントに積極的に参加しましょう。

第４章
計画の推進

第４章　計画の推進

１　計画の推進体制

本計画は、家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、今まで以上に市民や事業所、各種団体等の理解と協力が必要となります。そのため、市民と事業所、行政が一体となって共同で施策や事業の推進に取り組んでいきます。

また、計画の進捗状況を把握するための進行管理を行い、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

（１）市の役割

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民や事業所及び職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施にあたっては、市民、事業所等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

また、本計画の推進及び本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、庁内組織の充実及び推進体制の整備に努めます。さらに、有識者や市民代表で構成される市民組織を設置し、意見等を反映しながら計画を推進します。

（２）市民の役割

市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、市民は、市が行う男女共同参画推進の施策に積極的に関わり、「男女共同参画社会づくり」を目指しましょう。

（３）地域団体・事業所等の役割

地域団体・事業所は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努めることをその役割とします。そのため、地域団体・事業所は、市が行う男女共同参画推進の施策に協力し「男女共同参画社会づくり」を推進しましょう。

２　数値目標の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、主な施策に数値目標を設定します。

①本市の特性を勘案し、平成 32 年度までに達成すべき目標値を設定します。
目標の指標には「市民意識調査からの目標指標」と「行政の目標指標」の２種類を設けます。
それぞれの指標について、現状値及び平成 32 年度までに達成すべき目標値を記載し、現状値の基準は、以下のとおりとします。

＜現状値の基準＞
市民意識調査からの目標指標・・平成 26 年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果の数値
行政の目標指標・・・・・・・・平成 26 年の数値

②国や県において同様の目標値が設定されている場合には、それに準じて設定します。
③本市の総合計画・関連する個別計画・行政改革等で設定している目標値については、その目標値に準じて設定します。
④目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

目標指標

基本目標	項　目		現状値（平成 26 年）	目標値（平成 32 年）	出典・担当課
１　一人ひとりが尊重され、支え合うまち	家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		43.4%	50.0%	意識調査
	社会通念・習慣・しきたりにおいて男女が「平等になっている」と回答した人の割合		24.8%	30.0%	意識調査
	男女共同参画に関する講演会の参加者数		81 人	150 人	生活課
２　市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち	地域社会において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		39.1%	45.0%	意識調査
	現在の家庭内の役割の中で育児を「夫婦」で分担している人の割合		20.2%	30.0%	意識調査
	市の審議会等における女性委員の割合	※1	20.4%	30.0%	生活課
		※2	13.1%	20.0%	
	女性活躍推進法関係　職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		36.2%	45.0%	意識調査
	女性活躍推進法関係　市職員が育児休業制度取得した割合	男性	0%	10.0%	総務課 生活課
		女性	100.0%	100.0%	
	女性活躍推進法関係　市職員の管理職のうち女性の割合		4.9%	20.0%	総務課 生活課
	女性の区長・副区長の人数		0 人	1 人	総務課 生活課
	家族経営協定の締結数		49 組	60 組	農業委員会事務局
３　互いに認め合い、安心して暮らせるまち	ＤＶを経験した（「受けたことがある」、「したことがある」）と回答した人の割合	身体	7.7%	0%を目指す	意識調査
		精神	10.6%		
		性的	3.3%		
		経済的	3.9%		
		社会的	5.4%		
	国民健康保険特定健康診査の受診率	男性	43.3%	60.0%	市民課 健康課
		女性	54.4%	60.0%	
	乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診の受診率	乳がん	22.9%	50.0%	健康課
		子宮頸がん	24.4%	50.0%	
		前立腺がん	25.0%	50.0%	

※１　女性委員比率の目標の審議会等　※２の地方自治法第202条の３に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等　（平成24年４月１日から調査開始）

※２　地方自治法第202条の３に基づく審議会等　法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

資料編

資料編

1 沼田市男女共同参画計画策定委員会について

（1）沼田市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　沼田市では、男女共同参画社会に向けての男女共同参画計画（以下「参画計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見、要望を聞き、これに反映させるため、沼田市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、参画計画の策定に関し、庁内推進組織と協働で計画案を作成する。

（組織）
第３条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 関係団体等から推薦された者
(2) 公募による市民

（任期）
第４条　委員の任期は、市長が委嘱した日から計画策定終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により選出する。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
２　委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（アドバイザー）
第７条　委員会は、会議の運営の円滑化を図るため、男女共同参画に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、市民部生活課協働推進係において行う。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

（２）沼田市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

氏　　名	推 薦 団 体 等	備考
石　澤　いずみ	沼田市小中学校ＰＴＡ連合会	
岡　谷　知　典	沼田青年会議所	
金　井　敬　司	沼田市社会教育委員の会議	平成２７年6月２９日まで
小　林　昭　紀		平成２７年6月３０日から
小　林　治　美	沼田人権擁護委員協議会	
染　谷　和　子	沼田市保健推進員会	
髙　橋　志津夫	沼田市区長会	
田　村　　肇	沼田市民生児童委員協議会	
豊　野　はるみ	沼田商工会議所女性会	
中　林　　亘	沼田市農業委員会	
真　下　真　帆	沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会	副委員長
山　宮　寛　子	連合群馬・沼田地域協議会	
吉　野　敏　弘	沼田市教育研究所	
川　田　正　江	公募委員	
設　楽　初　美	公募委員	
山　田　茂　富	公募委員	委員長

2 沼田市男女共同参画庁内推進会議について

（1）沼田市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

（設置）
第１条　沼田市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに総合的かつ効果的に推進するため、沼田市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
(2) 男女共同参画に関する施策についての総合的な連絡調整に関すること。
(3) 男女共同参画についての調査・研究に関すること。
(4) その他男女共同参画に関し必要と認められること。

（組織）
第３条　推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）
第４条　推進会議の委員長は、市民部長をもって充て、副委員長は、生活課長をもって充てる。
２　委員長は、推進会議の会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　委員長は、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。
２　委員長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
３　委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、または関係部課長に対して資料の提出を求めることができる。

（ワーキンググループ）
第６条　推進会議に第２条の所掌事務に関する具体的事項を調査・研究させるため、ワーキンググループを置く。
２　ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中から委員長が指名する。
３　ワーキンググループのリーダーは、生活課長をもって充て、サブリーダーはメンバーのうちからリーダーが指名したものがこれにあたる。
４　ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。
５　リーダーは、ワーキンググループの会議が終了したときは、その経過及び結果を委員長に報告するものとする。

（アドバイザー）
第７条　推進会議は、会議の運営の円滑化を図るため、男女共同参画に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

（庶務）
第８条　推進会議の庶務は、市民部生活課において行う。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

区　分	職
委 員 長	市民部長
副委員長	生活課長
委　　員	総務課長　企画課長　社会福祉課長　子ども課長　高齢福祉課長　健康課長 産業振興課長　農林課長　学校教育課長　社会教育課長

（２）沼田市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

（平成２７年４月現在）

庁内推進会議		ワーキンググループ		
職	氏　名	所　属	職 名	氏　名
市民部長 (委員長)	諸　田　　裕	市民部 生活課	課長 (リーダー)	青　柳　雅　人
生活課長 (副委員長)	青　柳　雅　人	生活課 生活係	係長	関　上　　薫
総務課長	小　林　信　博	総務課 職員係	課長補佐兼係長	吉　野　徳　一
企画課長	川　方　一　巳	企画課 企画係	主査	萩　原　　圭
社会福祉課長	栗　原　正　美	社会福祉課 障害福祉係	副主幹	根　岸　　彩
子ども課長	後　藤　和　夫	子ども課 保育係	係長	青　柳　匡　美
高齢福祉課長	星　野　典　子	高齢福祉課 高齢福祉係	副主幹	生　方　孝　枝
健康課長	西　山　裕　子	健康課 保健係	主幹兼係長	長谷川　孝　子
産業振興課長	加　藤　英　臣	産業振興課 商工振興係	係長	**角**　田　　浩
農林課長	石　井　　旭	農林課 農林振興係	副主幹 (サブリーダー)	大　橋　真　実
学校教育課長	竹之内　　篤	学校教育課 学校教育係	主査	清　水　めぐみ
社会教育課長	高　山　　正	社会教育課 社会教育係	副主査	尾　身　　薫
アドバイザー	山　口　理恵子　（城西大学准教授）			

3 男女共同参画関連法等

男女共同参画社会基本法

平成１１年 6月２３日法律第７８号
最終改正：平成１１年１２月２２日同第１６０号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第１０条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第１１条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第１２条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第１３条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第１４条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第１５条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第１６条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第１７条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第１８条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第１９条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第２０条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第２１条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２２条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第１３条第３項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第２３条　会議は、議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）

第２４条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第２５条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見

を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の１０分の５未満であってはならない。

３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の１０分の４未満であってはならない。

４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第２６条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第２７条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第２８条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（平成１１年６月２３日法律第７８号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

附　則（平成１１年７月１６日法律第１０２号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成１１年法律第８８号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成１３年１月６日）

(1)　略

(2)　附則第１０条第１項及び第５項、第１４条第３項、第２３条、第２８条並びに第３０条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第２８条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで　略

(11)男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第３０条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成１１年１２月２２日法律第１６０号）抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成１３年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律

公布：平成１３年４月１３日法律第３１号
最終改正：平成２６年４月２３日法律第２８号

前文

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第１章　総則

（定義）

第１条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第２８条の２において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第２条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第２条の２　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第５項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第１項及び第３項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第１項の都道府県基本計画及び同条第３項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第２条の３　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第２章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第３条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第６号、第５及び第８条の３において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
(5) 第４章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第３号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第４条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第５条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第３章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第６条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治４０年法律第４５号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、

その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第７条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第３条第３項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第８条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が　行われていると認めるときは、警察法（昭和２９年法律第１６２号）、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第８条の２　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第１５条第３項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第８条の３　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第９条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第９条の２　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第４章　保護命令

（保護命令）

第１０条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第１２条第１項第２号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第３号及び第４号並びに第１８条第１項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第２号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合

に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して６月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

２　前項本文に規定する場合において、同項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後１０時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３　第１項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第１２条第１項第３号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が１５歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４　第１項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第１２条第１項第４号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の１５歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が１５歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第１１条　前条第１項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第１項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

⑴　申立人の住所又は居所の所在地

⑵　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第１２条　第１０条第１項から第４項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

⑴　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

⑵　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

⑶　第１０条第３項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

⑷　第１０条第４項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

⑸　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第５号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第１号から第４号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治４１年法律第５３号）第５８条の２第１項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第１３条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第１４条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第１２条第１項第５号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第１５条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速

やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第１２条第１項第５号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが２以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第１６条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第１０条第１項第１号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前２項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第１０条第１項第１号の規定による命令を取り消す場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第４項の規定による通知がされている保護命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第１７条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第１０条第１項第１号又は第２項から第４項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した後において、同条第１項第２号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して２週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第６項の規定は、第１０条第１項第１号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第１５条第３項及び前条第７項の規定は、前２項の場合について準用する。

（第１０条第１項第２号の規定による命令の再度の申立て）

第１８条　第１０条第１項第２号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第１２条の規定の適用については、同条第１項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第１号、第２号及び第５号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」と、同項第５号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第１号及び第２号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」と、同条第２項中「同項第１号から第４号までに掲げる事項」とあるのは「同項第１号及び第２号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第１９条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第２０条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第１２条第２項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第２１条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第２２条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第５章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第２３条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第２４条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第２５条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第２６条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第２７条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第３条第３項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2) 第３条第３項第３号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

(3) 第４条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第５条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者

に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第４条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第２８条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第１号及び第２号に掲げるものについては、その１０分の５を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の１０分の５以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第３号及び第４号に掲げるもの

(2) 市が前条第２項の規定により支弁した費用

第５章の２　補則

（この法律の準用）

第２８条の２　第２条及び第１章の２から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	被害者	被害者（第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第１０条第１項から第４項まで、第１１条第２項第２号、第１２条第１項第１号から第４号まで及び第１８条第１項	配偶者	第２８条の２に規定する関係にある相手
第１０条第１項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第２８条の２に規定する関係を解消した場合

第６章　罰則

第２９条　保護命令（前条において読み替えて準用する第１０条第１項から第４項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３０条　第１２条第１項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第２８条の２において読み替えて準用する第１２条第１項（第２８条の２において準用する第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、１０万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、第２章、第６条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第７条、第９条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第２７条及び第２８条の規定は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成１４年３月３１日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第１２条第１項第４号並びに第１

４条第２項及び第３項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第３条　この法律の規定については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則（平成１６年６月２日法律第６４号）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第１０条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第１０条第２号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第１０条第１項第２号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第１８条第１項の規定の適用については、同項中「２月」とあるのは、「２週間」とする。

（検討）

第３条　新法の規定については、この法律の施行後３年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則（平成１９年７月１１日法律第１１３号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１０条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年７月３日法律第７２号）抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

附　則（平成２６年４月２３日法律第２８号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中次世代育成支援対策推進法附則第２条第１項の改正規定並びに附則第４条第１項及び第２項、第１４条並びに第１９条の規定　公布の日

⑵　第２条並びに附則第３条、第７条から第１０条まで、第１２条及び第１５条から第１８条までの規定　平成２６年１０月１日

（政令への委任）

第１９条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成２７年９月４日法律第６４号

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第２条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第５条第１項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第４条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第２章　基本方針等

（基本方針）

第５条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2)　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3)　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
(4) 前３号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第６条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第３章　事業主行動計画等

第１節　事業主行動計画策定指針

第７条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第１項に規定する一般事業主行動計画及び第１５条第１項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第２節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第８条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が３００人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間
(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省

令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第３項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第４項から第６項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第９条　厚生労働大臣は、前条第１項又は第７項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第１０条　前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第２０条第１項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第１１条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条の認定を取り消すことができる。

(1) 第９条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第９条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第１２条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第３６条第１項及び第３項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第１項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第３７条第２項の規定は前項の規定

による届出があった場合について、同法第５条の３第１項及び第３項、第５条の４、第３９条、第４１条第２項、第４８条の３、第４８条の４、第５０条第１項及び第２項並びに第５１条の２の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第４０条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第５０条第３項及び第４項の規定はこの項において準用する同条第２項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第３７条第２項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第１２条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第４１条第２項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

６　職業安定法第３６条第２項及び第４２条の２の規定の適用については、同法第３６条第２項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第４２条の２中「第３９条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１２条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第２項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第１３条　公共職業安定所は、前条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第１４条　国は、第８条第１項若しくは第７項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第３節　特定事業主行動計画

第１５条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　特定事業主は、毎年少なくとも１回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取

組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第４節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第１６条　第８条第１項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

２　第８条第７項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第１７条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第１８条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第１９条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第２０条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第２１条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第２２条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第２３条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条

において「関係機関」という。）は、第１８条第１項の規定により国が講ずる措置及び同条第２項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第１８条第３項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

⑴　一般事業主の団体又はその連合団体

⑵　学識経験者

⑶　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前２項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第２４条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第２５条　前２条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第５章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第２６条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第８条第１項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第２７条　第８条から第１２条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第２８条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第６章　罰則

第２９条　第１２条第５項において準用する職業安定法第４１条第２項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３０条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

⑴　第１８条第４項の規定に違反した者

⑵　第２４条の規定に違反した者

第３１条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。

⑴　第１２条第４項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

⑵　第１２条第５項において準用する職業安定法第３７条第２項の規定による指示に従わなかった者

⑶　第１２条第５項において準用する職業安定法第３９条又は第４０条の規定に違反した者

第３２条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

⑴　第１０条第２項の規定に違反した者

⑵　第１２条第５項において準用する職業安定法第５０条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

⑶　第１２条第５項において準用する職業安定法第５０条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第３３条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第２９条、第３１条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第３４条　第２６条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、２０万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第３章（第７条を除く。）、第５章（第２８条を除く。）及び第６章（第３０条を除く。）の規定並びに附則第５条の規定は、平成２８年４月１日から施行する。

（この法律の失効）

第２条　この法律は、平成３８年３月３１日限り、その効力を失う。

２　第１８条第３項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第４項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第２４条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第１項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第１項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第３条　前条第２項から第４項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第４条　政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

沼田市第３次男女共同参画計画

発行年月　平成 28 年 3 月
発　　行　沼田市　市民部生活課
〒378-8501　沼田市西倉内町 780 番地
TEL：0278-23-2111（代表）
FAX：0278-24-5179（代表）
URL：http://www.city.numata.gunma.jp/